

平成27年第3回美幌町議会定例会会議録

平成27年6月23日 開会

平成27年6月25日 閉会

平成27年 6月25日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 5番 稲垣 淳一 君
8番 岡本 美代子 君
- 日程第 3 同意第 4号 副町長の選任について
- 日程第 4 同意第 5号 美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 48号 工事請負契約の締結について
(美幌下水終末処理場水処理設備更新工事(電気))
- 日程第 6 議案第 49号 美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 7 議案第 50号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 8 議案第 51号 美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 52号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 10 議案第 53号 美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 11 議案第 54号 美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 12 議案第 55号 美幌町移住体験住宅条例の制定について

○日程追加事件

- 追加日程第 1 議案第 56号 平成27年度美幌町一般会計補正予算(第1号)について
- 追加日程第 2 議案第 57号 平成27年度美幌町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 追加日程第 3 意見書案第5号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について
- 追加日程第 4 意見書案第6号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書について
- 追加日程第 5 意見書案第7号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 追加日程第 6 意見書案第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成28年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書について
- 追加日程第 7 意見書案第9号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について
- 追加日程第 8 報告第 4号 平成26年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 追加日程第 9 報告第 5号 一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について
- 追加日程第 10 報告第 6号 専決処分の報告について

- 追加日程第11 報告第7号 例月出納検査報告について(2月~4月分)
 追加日程第12 議員の派遣について
 追加日程第13 閉会中の継続調査について

○出席議員

1番	高橋秀明君	2番	大江道男君
3番	新鞍峯雄君	4番	上杉晃央君
5番	稲垣淳一君	6番	戸澤義典君
7番	早瀬仁志君	8番	岡本美代子君
9番	坂田美栄子君	副議長	10番 吉住博幸君
11番	橋本博之君	12番	中嶋すみ江君
13番	古舘繁夫君	議長	14番 大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会 委員長	沖田滋君
農業委員会 会長	鈴木幸往君	選挙管理委員会 委員長	松本光伸君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	染谷良君	総務部長	平井雄二君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	広島学君
建設水道部長	矢萩浩君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	総合計画主幹	那須清二君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	石坂聡君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	谷川明弘君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
商工観光主幹	小室秀隆君	建設主幹	川原武志君
建築主幹	中沢浩喜君	水道主幹	御田順司君
事務連絡室次長	小南徹君	教育長	平野浩司君
教育部長	高木恵一君	学校教育主幹	石澤憲君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	荒井紀光子君
町民会館建設主幹	斉藤浩司君	スポーツ振興主幹	大場正規君

農業委員会事務局長 西 俊 男 君

選挙管理委員会事務局長 小 西 守 君
監査委員室長

○議会事務局出席者

事務局長 高 崎 利 明 君

次 長 橋 本 美 典 君

議事係長 水 上 修 一 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから平成27年第3回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番稲垣淳一さん、6番戸澤義典さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、本日の午後欠席の旨届け出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君）〔登壇〕 それでは、通告にあります2項目について質問をさせていただきます。

まず1点、中心市街地活性化についての構想及び具体的な計画についてお伺いいたします。

平成27年度第2回美幌町議会臨時会での町長の所信表明演説においては、基本目標といたしまして、中心市街地活性化に取り組むと明言されました。

美幌町内の商店街は、国道に張りつくように自然発生的に形成され、今日の隆盛に至っておりますが、各時代の波に即応し、100年を超える老舗商店も多数存在しております。しかしながら、平成の時代に入り、商店街を取り巻く環境は大きく変貌し、自助努力のみではその存続に限界が来ております。

かねてからの懸案であります、中心市街地の活性化は、単に商店街の活性化やハード面の充実に留まることなく、住民の生活全般に通じるものであります。今後のまちづくりを進める上での非常に重要な計画と思われれます。

平成20年2月にまとめ上げられました、にぎわいの駅整備事業も諸事情により一旦リセットされました。待ったなしの状況下において、この計画を積極的に進めるに当たり、具体的な構想、計画をお聞かせください。

2点目でございます。美幌高校への支援についてのお伺いでございます。

学習環境の充実支援策についてお尋ねいたします。新設されて5年目を迎え、普通科と農業科の併設高校として、さらなる発展を続けている美幌高校であります。近年の入学者数の定員割れが続く、その対応に苦慮しているところであります。

地元中学校とのさらなる連携、交流を深め、進学率向上に努めてはいかげしょうか。

あわせて、現在の部活動の活躍は、全道

4間口校の中でも群を抜いて活発であり、特に農業クラブの研究発表は常に全国レベルであります。これらの活動費は基本的に、保護者の負担によるところが大きなウェートを占めております。しかしながら、昨今の経済状況のもと、親の負担にも厳しいものがあります。

美幌町の名前を全国に知らしめる活動に対し、日頃の美幌高校が我が町における貢献等を勘案いたしまして、応分の支援策は考えられないものでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 稲垣議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

初めに、政治姿勢について、中心市街地活性化についての構想及び具体的な計画についてであります。本町には4つの商店街があり、中心市街地を形成しておりますが、大規模小売店舗の進出や町外への消費流出により、中心市街地の空洞化が進んでいる状況にあることから、にぎわいを取り戻し、活性化を促進することは喫緊の課題であると認識しております。

現在、本町におきましては、中心市街地活性化対策として、プレミアム商品券発行事業、起業家支援事業、店舗リフォーム事業、空き店舗活用事業などを実施しております。今後、さらなる中心市街地活性化対策として、にぎわいの創出、あるいは集客機能の充実を図るための施設整備を推進し、中心市街地の整備改善と、商工業の活性化を一体的に進め、魅力ある中心市街地づくりを進める必要があると考えております。

現段階において具体的な構想、計画についてはお示しできませんが、商工会議所を初めとした関係団体との連携のもと、積極的に中心市街地活性化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほど

よろしく願いをいたしたいと思えます。

次に、美幌高校への支援について、学習環境の充実支援策についてであります。美幌高校は平成23年4月に、美幌高校と美幌農業高校の一斉統合により、普通科2、生産環境科学科1、地域資源応用科1の新たな美幌高校として開校し、5年目を迎え、普通科と農業科が併設された高校として、学校の特色を生かした教育活動が実践され、毎年、国公立大学を初め、道内外私立大学への進学や高い就職率を誇るなど優秀な生徒を輩出されております。

また、平成26年3月には、新生美幌高校の第1期生として135名が、平成27年3月には、第2期生として97名が、学業はもとより、文化・スポーツ活動に励み、心身ともに大きく成長し、学び舎を単立つと同時に、新たな美幌高校の輝かしい歴史も刻まれてきております。

御質問にあるとおり、急激な少子化の影響とも相まって、入学者数は学科によりばらつきはあるものの、全体では、平成23年度147名、平成24年度102名、平成25年度154名、平成26年度124名、平成27年度123名と定員割れが続いている状況にあります。このような中、美幌高校では、昨年度、自校での1日体験入学を1回、また、直接中学校へ出向いての学校説明会を5回行うなど、積極的に生徒募集活動を展開されております。

現在、学校と教育委員会が一体となり、オホーツク管内外の中学校への生徒募集やマラソン大会へのスクールバスの臨時運行、あるいは先生方の協力による古典文学講座（毎年）や町民公開講座（隔年）の開催、町広報紙での生徒募集など、少しずつではありますが、継続した取り組みを進めております。

今後も中学校卒業者数の減少が見込まれることから、地元の中学生と保護者の皆様にとって、美幌高校が魅力ある高校として選択いただける存在であることが必要と考

えております。そのためには、美幌高校の教育活動の様子を広く情報発信し、町内唯一の高校を町民全体で支える気運を高めるためにも、美幌高校との意見交換を重ねながら、地元中学校からの進学率の向上を図るための必要な手だてを協議・検討してまいりたいと存じます。

次に、美幌高校の部活動への応分の支援策についてであります。美幌高校の部活動は、昨年の農業クラブの研究発表では、中標津で開催の東北北海道実績発表大会において、4区分全てに最優秀賞を受賞され、10月には沖縄で開催の日本学校農業クラブ全国大会で、地域資源マテリアル班4名と、農業鑑定競技に1名が参加され、その実力を大いに発揮されたところであります。

このような全国に美幌町の名前を知らしめる美幌高校の部活動に応分の支援はとの御質問でございますが、町といたしましては、美幌高校は北海道立の高校であること、また、他の近隣高校などに通う生徒もおり、美幌高校への部活動に対する支援は、公平性の観点から問題もあり、難しいと考えているところであります。

一方、美幌町表彰規則の規定により、一定の成績をおさめられた場合には、表彰を行い、その功績をたたえておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 中心市街地のほうであります。商店街等々には各種ソフト事業の支援をいただきまして、商店主の一人としても感謝しているところであります。せんだってスマッピーのプレミアム事業に関しましては、数多くの町民の方に御来場いただきまして、大変好評だったというふうに、私もお手伝いをさせていただきながら思っているところであります。

それで、今回リセットされました中心市街地活性化の話でございますが、昨年6月に美幌町のまちづくり白書をつくっていただきました。町民アンケートをもとにいろいろと各個々人の思いをつづっている白書でございますが、その中で、私はずっとこの本を読んでおまして、いろいろと商店街——もちろん美幌町全体のいろいろな思いが語ってあるのですけれども、大通街区といいますか、商店街の中心市街地の現状を憂う声が大変多うございます。子供から高齢者まで気兼ねなく集う施設の設置が欲しいと。

美幌町と言えば〇〇というようなものがぴんとこない。特に大通りの活気のなさが以前から気になり、空いている建物の土地を有効利用できるといいですね。町民手づくり作品のギャラリーを眺めながら休憩できる場所、憩いの場所が欲しい。美幌マルシェ、美幌産の農畜産物の販売拠点としてPR、美幌高校との連携、市街地に道の駅を。また、もう10年以上たちますけれども、以前運営されていた「ば・じ・る」のように、高齢者や住民の方々が自然に集まり、談笑できる空間づくりなどなど。

これがまさしく、にぎわいの駅と言いますか、商工会議所等々、以前から行政との打ち合わせの中であったと思いますが、そういう施設、空間を望む声が非常に街区の中に多いというように私は受けとめております。

もちろん、ハード面で建てればそれで全てよしというわけでは、決してございません。そこに仏つくって魂入れずではありませんけれども、そこを運用する、利活用する、我々町民、その人たちの思いをきちんと形にしたものが、あの場所に、大通街区に必要なというふうに強く強く思っている一人でございます。

ぜひ、町長の公約にございます、中心市街地活性化の策として推進するに当たりまして、ひとつ御決意をお聞かせいただければ

ばと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私は今回、3度町政のかじ取り役として、町民の皆さんの御支持をいただいたということであります。

その中で、町民の皆さんにお示した10項目の基本目標と、41の具体的な事業の中にも中心市街地の活性化ということを訴えてまいりました。

それで、背景としましては、非常に今は郊外型の店舗が多くなってきたと。そのような中で中心市街地が非常に寂れてきているということがあります。

それともう一つ、将来に向けて心配な事項としては、高規格道路が今、小利別・足寄間が、当面整備しない区間から整備する区間に入ってきた、いわゆる凍結の解除になったということで、次の政治日程としては、端野・高野間が結ばれるということになります。そうすると、十勝圏域とこのオホーツクが結ばれる。その中で、美幌バイパスが位置づけとしてあるということであり、これがまず一つだと思います。

もう一つは、全国で6カ所、広域観光周遊ルートが選定されました。これは北海道の中、かなり広い旭川から十勝、そしてオホーツク知床まで結ぶ大きな周遊ルートの選定がありました。これらを合わせますと、高規格ができ、周遊で多分、移動はレンタカーなり自家用車になると、美幌バイパスを通して素通りされる可能性が非常に強いということがあると思います。素通りされるということは町の衰退につながる。我々、経験則として、上川の例であるとか、いろいろな近隣の例を見ております。そういった意味で、決意ということでもありますけれども、先を見通しても非常に厳しい状況が予想されるということでもありますので、会議所初め、関係団体と協議をしながら、できるだけ早い機会に、まちなかににぎわいを取り戻す、そして集客できるそのような施設だけではなくて、個店の

問題もいろいろあると思いますけれども、全体として中心市街地に活気を取り戻そうということは考えておりますので、決意の一端になるかどうかわかりませんが、そのような思いであります。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 確かにそういうバイパスですとか、高規格道路等々ができれば、この町は今まで以上に簡単に通り抜けるということができる。そのようなことは、私も容易に思うところでありますし、そのような事態は、私もよく見ているところであります。ですから、観光客を町の中に取り込むというのはもちろんでありますけれども、やはり、この町の間人、地元の間人が、その施設、例えば建物等々を活用して、そこでにぎわいの駅を起こす、にぎわいを起こすというのが私は保守本流の考えであろうというふうに思います。

やはり、町民みずからそこに集い、楽しみ、そこで笑顔がつけられる場所、そういう場所がきっと息長く、町民にとっても、また地元の間人が楽しめるからこそ町外からも、何をやっているのだ、何かやっているぞということ、また町外から集まってくるのだらうということ、これを常々思っております。

ですから、まだまだ具体的なことが言えないという話ではございますけれども、中心市街地活性化の内容で考えれば、その集客機能ということで、公共施設があるだとか、昨今、私も見て回っている中では、例えば近隣に美幌町の図書館があります。あそこも、もう40年近くたつのでしょうか。かなり老朽化も進んでいますし、ああいう施設を街中に持ってくることもできないのかなと。

それとか、物産品・特産品の販売ができる場所、例えば特産品、まるまんまでもアスパラスープでも、いろいろなものがそれぞれできております。例えば、レストラン

機能を併設して、そこで試食できたり、もちろんそこで販売、発送、いろいろなことができるだろうと。あえて言えば、街中にも道の駅の機能を持たせた施設があると、これを町民の方たちが利用することで、きつともつともつと利用価値も上がって、そういう施設が切望されているのだと。

後ほど話も出ますけど、今ぼっば屋でも美幌高校の農産物の加工品を売っております。そういう場所の常設の可能性も出てくるでしょうし、もっともつと利活用はできる。そういうソフト面については、私たちも、積極的にといいますか、一生懸命、関係機関と打ち合わせをしながら、いいアイデアを持って進めたいなど、そんなふうに常々思っているところであります。

確かに、予算的な措置もいろいろかかってくる話ではありますけれども、町長には真剣にやるぞと、いついつまでやるぞと、そういう決意は今お聞きしていただきましたけれども、できればいつごろそれを発信していくのか、改めて今期3期目になりまして、きっと円熟の中の行政手腕でございますので、ぜひその辺もいつごろそれを具体的に発信できるのか、お聞かせ願いたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 第一報と言いますか、第一心は発したつもりでおりますので、この後、役場内も組織横断的にいろいろな部署が集まらないと、担当部署1カ所では多分進まない話だろうと思います。

今、図書館のお話もされましたけども、例えば、今までであれば、ご質問の商業に関するものは経済部というくくりでありましたけれども、それだけでは済まないと思いますので、いずれにしろ、組織横断的な検討を加えなければなかなか協議にも入っていけないということでもありますので、その辺をしっかりとやりたいと思っております。

そして、具体的な時期については、いつ

という明示は今のところできませんけれども、その点は御理解をいただきたいと思っております。

それで、私は2回目の答弁のときに、これから先の話をちょっとさせていただきましたけれども、もちろん町民の皆さんが基本的に中心市街地に集まり、そしてにぎわいを取り戻す、元気づける、活性化する、そして、そのことで商店街が潤う、集客になるというようなことを、もちろん考えていないわけではありません。とりわけ、中心市街地になぜこだわるかということでもありますけれども、やはり、生活に必要な機能が備わっているということがまず第1点だと思います。それは、日常生活をする上で、商い機能と言いますか、要するに日用品を買いに行けるというようなことと、あと公共施設の配置も大体この中心市街地、あるいは中心市街地の側に配置されているというようなこともあって、やはり、中心市街地の活性化を図らなければいけないと思っております。

町の顔としても、多分、議員も私も町外の人に美幌町ってどのような街ですかと言われたときに、イメージをすると、美幌峠もありますけれども、中心市街地のことをイメージしてお話、紹介したりすると思うのです。そのまちの顔が元気な顔でなければいけないという思いもありますので、そういった意味で、中心市街地の重要性は感じております。

それで、今までやってきた中でも、街なか居住ということで、59戸の借り上げ住宅の配置もいたしました。そのようなことで、牛歩の歩みかもしれませんが、着実にやっていきたいと思っておりますし、これから少しスピードアップしてやっていかなければいけない、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） その町長の真摯な

姿勢に、ぜひその言葉が具現化できるように、一日も早いことを期待いたしますが、私といたしましては、役場機能がどうしても縦割りでなかなか思うことがすぐ縦横無尽にいかないのだろうというのは推察するところでございます。昔、今の経済センターの3階に、そういうまちづくりの担当部署があったと思うのですが、私としてはぜひそういう部署を一日も早く立ち上げて、縦横無尽に活躍できる職員を配置していただき、この中心市街地活性化の一日も早い実現に向けて、町長の本気を見せていただければということをお願いいたします。

それで、この質問の最後といたしますか、この道の駅といたしますか、にぎわいの駅構想の大きな目的の中に、その地域の交流施設、教育文化施設、商業施設、また、社会福祉施設と、多岐にわたる可能性が秘められている場所でございます。

まちづくりは人づくり、私もこの言葉を常に胸に置いて、まちづくり活動をやっておりますけれども、やはり、箱ができることによって、いろいろな人が集い、そこでいろいろな方たちの語らいがあり、笑顔がそこで咲くと。そういう場所づくり、にぎわいの駅の実現に向けて、私も一生懸命邁進してまいりますので、町長以下、皆様の御努力に期待しているところであります。

これをもちまして、中心市街地の質問は終わります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 行政の組織の中では、縦割りというようなことでありましたけれども、いずれにしろ、これは多岐にわたりますので、横断的な組織をどうするかについても、今後の課題の一つだと思っております。

それで、会議所のほうに出向いて、中心市街地活性化室でしたか、設けてやっておりますけれども、行政の役割と、民間あるいは事業者の役割、あるいは機能分担と

というようなことも当然出てくると思いますので、いずれにしろ、そういったことを調整できる、協議できる窓口をしっかりと作りながら、組織横断的な検討をしなければいけないと思っております。それも、できればスピードアップしながら考えていきたい。そして、当面と中長期的な計画にわたると思っておりますので、当面どうするかも含めて検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） そのスピードアップの感覚が、お互いにずれのないようにやれるといいなと切に思う次第でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、美幌高校への支援についての質問でございます。

美幌高校の支援策について、いろいろお尋ねいたしました。細かい項目で二つほど質問をいたしましたけれども、特に二つ目といたしまししょうか、クラブ活動、部活動の全国大会支援についてであります。町長は道立高校であるということをおっしゃって、なかなか公平性の問題もあり難しいというようにおっしゃいました。

道立高校である障害、確かに美幌は美幌町のための町立の学校もたくさんありますし、高校といえども、道立の学校に対して難しいのだということをおっしゃっているようでもありますけれども、ただ、統合する前、稲美にまだ美幌高校がございましたときに、いろいろと支援策をお願いしたとき、もちろん吹奏楽だとか、かなり大きな規模になったときは、ご支援いただいたことは覚えておりますし、二度ほど、当時100万円でしたか、いただいた記憶もございます。ただ、美幌高校ばかり支援すると農業高校もあるので片落ちになるからそれはなかなかできないのだというような話をしておりました。

ただ、現在はもう2校が1校になったわ

けですから、これはもう何も迷うことなく、集中して応援はできるのではないかと思います。

そしてまた、もちろん教育機関というものではありませんけれども、美幌高校には現在、生徒、教職員あわせて436名の人間があ場所にあります。教職員のほとんどは美幌町にお住まいでございますし、そこでの経済活動はきっとかなり大きなものがあるであろうということも推察されます。

考え方によるのでしょうけれども、道立高校ということよりも、400数十名という人がそこで生活している、いろいろと活動している場があるということを考えて、きのうも高橋議員でしたか、おっしゃっていましたが、企業が撤退してしまうと、困ったときに手を打つのではなくて、美幌高校も現在400数十名おりますけれども、いつまでも入学者数が減っていくと、道もいつまでも美幌高校をこの町に置いておいていいものかと、そういう考えになるときがきっと来ると思うのです。昭和50年代当時、美幌高校の農業科4間口、普通科4間口の8間口と、当時1,000人以上いた生徒でございますが、もちろん少子高齢化の波に押されて分離した後、今現在は半分以下になっているのが現実でございます。その中で、ぜひとも一つの企業支援という見方に視点を変えれば、全然問題はなくいけるのかなど。もちろん100%全部が全部を支援してほしいというわけでは決してございません。選ばれた中の、全国大会という極めてまれな場所での活躍に対しての支援をお願いしたいということでございます。具体的な数字は、今は申しませんが、応分という言い方もオブラートに包んでおりますけれども、その意図を酌んで、ぜひとも応援をお願いしたい。

順番をかえてお話しましたが、そのまま流れでお話いたしますが、とにもかくにも、この学校の支援というものが私の

質問の根底にあるわけですから、その入学の生徒の増についても、ぜひともお願いをしたい。この中で、町長さんは中学校にもっともっと理解を深めるための情報を発信していくということですが、特に地元の中学生の関心が若干薄いように思われますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 地元中学校の卒業生、中学生が卒業して美幌高校に入る割合を含めて、状況をちょっとお話しさせていただきます。と思っています。

例えば、ことしでありますけれども、207名が卒業して、そのうち地元で99名入っております。全体的には、26年度はちょっと低かったのですが、そんなに極端に地元への人数が減っているという認識はありません。

ただ、そこで問題なのは、なぜ全体的に募集の人たちがふえていかないかということ、もともと従来も含めて、地元の子供たちがもう少し美幌高校に通ってほしいというのが本音でございます。ですから、今、私も教育委員会として把握しているのは、大体50%です。正確にいくと、ことしでいくと47.8%です。ですから、大体50%と見た場合、今美幌高校にお願いしているのは、協力し合って、この割合を55%から60%までいきたいと思います。

今後の生徒の見通しをちょっとお話しさせていただきます。平成29年が159名になるのです。ことしは207名ですから、そこがこの5年間を考えると一番低い。そう考えると、何とかして地元から55%、何とか希望としては60%まで努力をしようという話はしております。

ですから、それは基本的には町長も答弁で話しておりますけれども、やはり、地元唯一の高校であるという認識をしている中で、高校自体が魅力ある発信をしてもらわないと、私どもがいくら子供たちに地元い

きましようと言ってもなかなか難しい部分があるので、それをお願いしています。

それと、もう一つの観点として、町外の人。言うなら普通科は、ことし76名ですから、80名に対して76名ならそれなりにきちんと入ってきていると。元でいう、農業科、特に生活環境科学科というのが、実は後継ぎを育てるところなのです。この落ち込みがひどいということで、この辺の強化をしなければいけないかなというふうには思っております。

そういう意味では、地元の子供たちが地元の学校に行ってほしいという努力もするのですけれども、逆に町外、本来美幌町だけではなくて、このオホーツク圏域で育てなくてはならない農業科の募集というか、ここにかなり力を入れなくてはいけないと思います。また、昨年からは、教育委員会の私なり部長が校長に付いて、管内とか管外の中学校、それから農協、農業団体にもぜひ後継者を美幌に連れてきてほしいということでお願いをしている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） ありがとうございます。

確かに、高校からの魅力発信というのは、もちろん私も常日ごろから思うところでもありますので、何もしないでただ生徒に来てくれという話でも、これは決してそうではございません。しかしながら、子供が見る高校の目、親が見る高校の目、最近いろいろな方とお話をして、特に思うのは、中学校の先生方があまり美幌高校のことをよく御存じないのではないかと。それは逆に、美幌高校の発信が弱いというものがあるのかもしれない。

そこで、どちらがいいとか悪いとかという話をしたくて、私はここに来ているわけではございませんので、ひとつ前向きなといいますか、もちろん教育長さんはプロで

すから、いろいろな情報をお持ちでしょうけれども、先般、先生と話したときに、異種校間連携の推進と言うのでしょうか、幼稚園、小学校、中学校、高校と、それぞれの施設で、いろいろな教育を進めているでしょうけれども、それを連携して、もっともっとこの美幌町を盛り上げていこうというようなことだと思います。

これは、高校の先生ともお話したときに、美幌高校の取り組んでいること、いろいろな授業の内容とかを地元の中学校の先生たちは、残念ですがよく理解されていないのだろうなど。ですから、先生たちは日常お忙しいというのはわかるのですが、ぜひ学校に足を運んでいただいて、どのような授業をやっているのか見る機会を、私はぜひつくってやっていただきたいと強く強く思うところであります。

それはまた、とりもなおさず美幌高校の先生が、また中学校に行つて、いろいろな発信をするということが肝要かと、必要かと思いますが、今現在、先生を取り巻く環境は本当に厳しくて、いろいろな問題を抱えていて、そういうところに忙殺されるのかもしれないかという意見もあります。しかし、お互いのやっている内容をよく認識することによって、そういうわだかまりと言いますか、いろいろな思いが解けて、何かあったら北見あるいは網走があるよということではなくて、美幌にはこういう支援をしてくれる、こういう指導をしてくれる先生がいる、こういう学校だと、そういう発信をしていただければ、思い悩む生徒や保護者の皆さんからも、そうか、もっともっと地元を利活用したいというような話になるのかなと思っております。そんな単純なものではないと言えばそれまでですが、とにかくにも、地元の学校、地元の施設といいますか、そこがよく理解されていないのではないかと、私はいつも思うところであります。ですから、例えばPTAにしても、中学校、高校、もちろ

ん小学校含めてですが、交流を年に一度、6校の集いで交流があったりもしますけれども、そこはまた美幌高校のPTAの皆さんにも、また視点を変えて発信をしていたらどうかということを思いますが、先ほどの異種校間連携の件については、いかがお考えでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 校種間というか、学校のそれぞれの交流の部分でいきますと、毎年、校長会で教育長として、ことしは何をやってほしいという項目の中に、校種間連携、例えば小学校から中学校もそうですし、中学校から高校もそうです。それは、進学だけではなくて、中1ギャップを含めた、子供たちの学校が変わることによって、いろいろ問題も生じる。そのことも含めて、解決のためにそれを重点的に取り組んでほしいという指示を出しています。

もう一つは、学力対策も言っていますけれども、その中に、当然中学校から高校、言うならば美幌高校は唯一の美幌町の学校でありますので、高校との連携もあってほしいということも言っておりますので、高校側も今までのことも踏まえて、学校側に積極的に、要は学校のPRだけではなくて、授業に向向とか、例えば、高校の先生が中学校で授業を教えるとか、そういうことに踏み込もうという話が今出ております。

ですから、そういうことでいけば、従来の学校説明会から一歩何か踏み出してということは、お互いに協力し合ってやろうということでは、それは一遍にたくさんではありませんけれど、一歩一歩前に歩んでいる状況ではあるというように理解しております。

あと、校長間でも、校長会と言えば中学校、小学校だけですけれども、その中で年に何回かは高校の校長も入れて、全体でそういう論議もしようという動きもきちんと

させていただいておりますので、今、稲垣議員から言われたことは、本当にそのとおりだと思う部分が結構ございますので、前向きに一歩一歩進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） ぜひ、ドラスティックな変化はないとはもちろん思っておりますが、でもこれは人と人との話で十二分に理解をされて、中学校から高校、さらにその進学はもちろんですけれども、地元意識といいますか、その地域を愛する気持ちというのものも、より深く根づくのかなど、そのような気持ちでおります。ぜひとも、特に中学・高校間の連携については、強く強くお願いしたところであります。

最後に、一日体験入学を中学校から、美幌高校でされております。もちろん体験入学といっても、美幌の中学校のためだけにやるわけではもちろんないのですが、そのときに、ある中学校は全員行かせるよ、ある中学校は希望者だけということではなく、ぜひ、くどいですがけれども、理解をするためには、私はこっちの学校に行こうと思っているけれど、まずは地元こういう学校があるのだなど、そういう認識を持つことによって、お母さん、美幌高校でこんなことやってたよ、お父さん、こんな感じで勉強教えてくれているよと、そのような会話が美幌町の中学生の家庭で起きるように、もちろん、その高校の魅力の発信は言うに及ばないわけでございますけれども、その発信の受け手のほうで、何もアンテナを張らなければ、進まないわけですから、ぜひ、もしそういう要望が中学校にできるのであれば、中学生が高校の体験入学があるというときには、美幌町内の生徒さんには行っていただきたいと、そのように思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、お話のあり

ました、美幌高校に関しては地元の高校ということで、やはり、町全体で応援する学校でもあると認識しておりますので、両中学については、きちんとそういう説明があるときには、卒業対象になる生徒には、全員お話を聞くような機会をつくるように指示は出したいと思っております。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） ありがとうございます。

ぜひとも、くどいですがけれども、地元の一つの産業と申しますか、施設と申しますか、この町民が多く募って、活躍しているその施設、場所を我々美幌町民が、いい意味で、利活用と言ったら言葉が悪いです、今回のまるまんまも含めて、いろいろな産業、商業を勘考し、活躍している、発信してくれている学校でございますので、これは絶対なくすわけにはいかない。逆にもっともっと育て上げて、そしてまた、高校といえどももちろん進学もありますけれども、それからすぐ社会人として活躍してくれる若い人材であります。話が広がって恐縮ですが、その方たちの働ける場所、そしてまた、美幌町に、そういった人たちが活躍できる魅力ある施設、また環境を整えるのが我々大人の責務かなと強く思っております。

先ほどの中心市街地活性化も含めまして、多岐にわたった思いで、私は今回、中心市街地とこの美幌高校の問題を取り上げさせていただきました。

ぜひ、これは明るいといいますか、意味もなく明るいといいますと語弊がありますがけれども、皆さんが笑顔で過ごせる、そんな日々を、一日1回は笑顔でいられる時間帯がつかれるような、そのような思いで今回の質問をいたしました。

美幌町、私も大好きな町ですし、応援したいと思っておりますので、意図を酌んで今後も町長、ひとつよろしくお願ひしたい

ということで、質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） 以上で、5番稲垣淳一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は10時55分といたします。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） [登壇] 私は、さきに通告してあります2項目、5点について質問させていただきます。

まず、1項目のパークゴルフ場について、平成27年2月に新パークゴルフ場72ホールを航空公園の滑走路を含めたエリアで計画との新聞報道がされた以降、住民の声としては、遠くて自転車では行けなくなる、混雑する一時期だけどうにか解消できれば、もう今のパークゴルフ場でもよい、新しいパークゴルフ場がオープンしても、そのとき自分がパークゴルフをやっているかどうかわからない、建設費や維持費が高くなって、後世に負担を残してほしくない、航空公園の滑走路も町の財産ではないか、などとの住民の声があります。これら、住民の不安の声に対して、お考えをお聞かせください。

1点目、パークゴルフ場が遠くなり、自転車で行けなくなったとき、交通手段はどう考えているのか、お聞かせください。

2点目、基本計画では、事業費が3億6,000万円とのことですが、今後、実施計画の段階でふえていくことも考えられるのではないかと。予想されるものがあればお聞かせください。

また、既存の河畔公園パークゴルフ場の維持管理費と新設パークゴルフ場の維持管理費の見込額について、内訳も含めてお聞

かしてください。

3点目、航空公園（滑走路を含む）建設時の補助金も含めた総事業費についてお聞かせください。

4点目、既存コース（しらかばコース）を充実・整備することで、より早い年次での整備と混雑の解消を図ることができると思いますが、町長の考えをお聞かせください。

2項目目のマタニティハラスメント対策についてです。

マタニティハラスメントをなくし、子供を産みやすい町にしてはどうか。

マタニティハラスメントは、マタハラとも言われ、働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場での精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、解雇や雇い止めをされたり、自主退職を強要されるなどの不当な扱いを受けることであり、労働団体の調査では、妊娠経験のある女性の5人に1人が被害を受けています。

言葉による精神的な嫌がらせにとどまらず、解雇や降格、望まない人事異動もあり、4.7%の方が妊娠中に残業や重労働を強いられたという調査もあり、流産や早産にもつながりかねない事態が明らかになっています。

本町では、町内で安心して子供を産み、育てられるための多くの施策がありますが、働く女性が安心して妊娠・出産ができる環境をつくるためにも、町内企業を挙げての取り組みが必要であると考えますが、町でも取り組む考えがあるのか、お聞かせください。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、パークゴルフ場について、1点目のパークゴルフ場への交通手段についてであります。計画しております新設パークゴルフ場クラブハウスまでの距離は、大

正橋から約1,500メートルと、移動距離が長くなり御不便はあるかと思いますが、移動可能な距離であると考えておりますので、御質問の交通手段につきましては、現在のところ考えてはございません。

次に、2点目のパークゴルフ場の建設費及び維持管理費についてであります。昨年度実施いたしました、河畔公園パークゴルフ場基本計画策定委託の中で、新設パークゴルフ場72ホール造成の概算事業費が約3億6,000万円と試算されました。

岡本議員御心配の、今後、造成費がふえるのではないかとございますが、今後、計画しております実施設計におきまして、詳細な事業費が算出されますが、事業費が膨らまないように、可能な限り努力してまいりたいと考えております。

また、既存パークゴルフ場の維持管理費につきましては、平成27年度予算額で、消耗品など107万4,000円、草刈用車輻に係る経費及び芝生維持管理経費319万9,000円、管理業務委託料622万1,000円、計1,049万4,000円となっております。

新設パークゴルフ場の維持管理費見込額につきましては、基本計画策定委託の受注業者が、これまで携わりました経験値をもとに、1,150万円と算出した数値であります。今後、詳細を詰めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の航空公園（滑走路を含む）の補助金を含めた総事業費についてであります。平成3年度から6年度までの間に、単独事業として、現在の美幌場外離着陸場に設置されております管理研修室、機材倉庫、D型倉庫、格納庫の設置や航空機展示場の整地などの整備を3,370万5,000円の事業費で実施し、平成7年度から9年度までの間に、国の補助事業や起債事業を活用して、滑走路舗装やインラインスケートコース、ヘリポート、トイレ、コンビネーション遊具、広場などの整備を

1億9,633万1,000円の事業費で実施しました。この間の総事業費は2億3,003万6,000円であり、そのうち補助金は6,500万円、地方債は1億1,382万9,000円となっております。

次に、4点目の既存コース（しらかばコース）の充実整備についてであります。今回整備いたします新設パークゴルフ場については、台風など大雨によるコースの浸水被害やアクセス道路であります大正橋の出入りに際した交通事故の危険性などを考慮して、新たに整備するものであり、既存コースを含めた整備は考えておりませんので、御理解をお願いいたしたいと思えます。

次に、マタニティハラスメント対策について、マタニティハラスメントをなくし、子供を産みやすい町にしてはどうかについてであります。北海道労働局における妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取り扱い、いわゆるマタハラに関する相談件数は、平成25年度が49件、平成26年度が67件となっております。さらに、保健指導または健康診査を受けるための、時間確保などの母性健康管理に関する相談件数は、平成25年度が32件、平成26年度が39件となっております。このことは、労働基準法及び男女雇用機会均等法を遵守されていない企業もあり、あつてはならない事象であると思っております。

職場でマタハラが起こる原因の上位に、男性社員の妊娠・出産への理解不足、協力不足や会社の支援制度設計や運用の徹底不足が挙げられております。このことから、マタハラを防止するためには、妊娠・出産・育児に関する社内規定や制度をしっかりと整備し、同時に社員への周知や啓発を行い、意識を高めていくことが大切であり、周囲の理解や協力が不可欠であると考えております。

また、妊娠・出産・育児をしながら、女

性労働者が生き生きとして、安心して働くことができる職場の環境づくりに取り組み、女性労働者の就業支援の推進を図ることは、重要な課題であると認識しているところでもあります。このような背景から、労働基準法における母性保護規定や男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置の啓発及び遵守の徹底を図る必要があると考えているところであります。

今後におきましては、庁内の関係部署との連携を強化するとともに、北海道労働局あるいは商工会議所などの関係団体と連携し、事業主に周知を図り、妊娠・出産・育児をしながら働く女性労働者の就業支援を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、パークゴルフのほうからやっていきたいと思えます。

まず1点目の、パークゴルフ場が遠くなることで、交通の便を今は考えていないということではありますが、大正橋から1.5キロメートル上流ということ、移動可能だということなのですけれど、不便もあるかと思われそうですが、何とか来てくださいという答弁でした。自転車で行っている方も結構多いのです。そういう方は、やはり、これからちょっと自転車では行けなくなるのではないかなという話を、私は何人か聞くことができました。

町長も選挙を終えて、いろいろな方のお話を聞く機会があったと思うのですが、遠くなるとか、例えば自転車で行けなくなるのではないかとかいうお話は、町長の耳には入らなかったのかなと思っております。その点をちょっとお聞きします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私の耳には届いておりません。ただ、新しいパークゴルフ場の待望、期待は大きいというふういろいろな声を聞いております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） そうですか。パークゴルフ場は、広い用地が必要であるので、どこにつくっても、そう近くにはできないということは、私も理解するところです。ただ、これから高齢化する社会において、多額の金額を要して——その距離的な面で、今まで以上に遠くなるということに対しては、そんなにパーク仲間が多いわけではありませんが、私は何人かに交通手段で、だれかが連れていってくれたときでなければもう行けないという話はかなり聞いています。

浸水するので、上流のほうにつくらなければならないというお話でしたけれども、今の計画では小谷沢川から下流に、現パークゴルフ場しらかばコースとの境界までのエリアでという、比較的、洪水により浸水しないエリアというふうに考えているようです。それは標高14.5メートルから18.4メートルまでの間で考えているとのことなのですが、私は、美幌は標高が結構低いところが多く、標高で言えば、洪水ハザードマップを見れば、旭小学校の校舎の横が確か15メートルだと思います。町の中でも、11メートルのところもあるし、パークゴルフ場が水害をこうむるときは、割と町の中で結構水がつくということが現実的にあるのではないかというふうに思います。

この辺、町長は今どのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。新しくつくるパークゴルフ場も、比較的標高は低いため、そこに水がついたときには、住宅地もかなり水がつくのではないかということは考えられませんか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 公共施設の整備含めて、いろいろな提案をすると、いろいろな方がいろいろな受けとめ方をして、いろいろな発言をされます。

ただ、26年度も3万3,000人の方があそこを利用しているわけです。そして、先ほど言いましたように、私も町内くまなく歩いた経験があります。その中でいうと、待望論が非常に強いというような声があります。岡本議員が言われているように、遠くて自転車で行けなくなるだとか、混雑する一時期だけどうにか解消できれば、今のパークゴルフ場でいいとか、あるいはオープンしても——これはですね、こういう声はありました。いつできるのと、俺の生きているときにやってくれよという声はありました。それだとか、後世に負担を残してほしくないだとかというような声は、実は私の耳には全く届いておりませんでした。

それと、基本計画の前にも、いろいろと議会の皆さんにお話させていただいて、私があそこに決定をさせていただいて、そして基本計画をお認めいただいて、そして今基本計画を策定中であるという中で、説明もさせていただいたと思いますけれども、かつての大雨でも全部つくということもあります。それはあります。ただ、よりつかないところを選定してきているということで、御理解をいただいていたと思っておりますので、そういう御理解を再度していただきたいと思います。

あとの分については教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 高さの話でございますけれども、今回、その標高が13メートルというお話をしているのは、パークゴルフ場をどの場所にでもつくって、そこが13メートルだということではなくて、川の中です。堤防の中、言うならば堤外地と言われる川の流れる部分において、平成

4年に水がついた端の部分が、今データは持っていませんが、13. いくらかの標高の部分です。それを勘案して、先ほど町長が言いましたけれども、水がつかないと予想されるというのは、やはり上流側であって、その上流側であれば、差が1メートルとか2メートルとか十分あるので、その下の部分がということは、堤防の中に水がたっぷりたまつたとしても、上になればなるほど当然水がつかないという意味での高さをお話ただけなので、その高さが、例えば平地に合わせたら、低いところもたくさんありますので、そういう比較ではちょっと捉えないでいただきたいと思います。あくまでも、堤防の川の流れている堤外地での高さの比較の中で、水が大雨になって川があふれたとしても、つかない場所を今回選定させていただいたということですので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 水の話は、ある程度は理解できますけれど、誰に会うかで、その方のパークゴルフ場待望論と、新しいものはいらないと考えていらっしゃる方との差は、どのような施設をつくるときでも、どういうことをしようとしているときでも、やはりあります。例えば、このように言っている方もいます。パークゴルフをする人でも、水がついたときは、水がつかないほうを使えば、それでもいいのだという話をされている方もいました。美幌も今、大雨が降ることが多いので、あの辺は一切つかないということはないのかもしれませんが、そういうやり方の中にも許容範囲を持っている方がいらっしゃるということは、私はこのパークゴルフ場の問題が出て、いろいろな方と話をした中で、そういうふうに思いました。

次に、2点目の建設費及び維持管理費について入っていきたいと思います。

町長は、23日の新鞍議員への答弁で、

3億6,000万円というのは、超概算であると答えられていました。実施計画で、その詳細な事業費が算出されて、事業費が膨らまないようにしていきたいとの答弁だったのですけれども、私はやはり航空公園を含む広いエリアとなれば、3億6,000万円が、それ以上に膨らむことが予想されるのではないかと思います。例えば、実施設計をしてみた中で、それが膨らむとなれば、また大きく見直したりする腹づもりがあるのか。これは、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 昨日の一般質問の答弁でもお答えしましたけれども、概算事業費でありますので、実施設計の中で、これはパークゴルフ場に限らず、これからある町民会館を含めて、コストを下げっていくということは、やらなければいけないことですので、そういうことをしっかりやっていきたいと、そのように思っております。

ただ、懸念されるのは、東日本大震災の復旧の関係で、人であるとか資材であるとか、あるいはこれからオリンピックもありますので、そちらのほうも若干心配でありますけれども、これを超えるようなことはないように、しっかりとした取り組みをしていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） コストを下げるという努力はもちろんなのですが、私はやはりテレビなどを見ていると、震災以降、それと、今、建築資材なども非常に上がっている、それから人手が足りないということをニュースとして捉えておりますので、そこで、今描いている写真の中で、3億6,000万円ということなのですが、それを縮小することも考えられるのかということをもう一度お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 縮小というのは、規模ですか、事業費でしょうか。（「両方」と呼ぶ者あり。）これは実施設計の中で、ある程度、先ほど来言っていますように、コストあるいは不要な施設があるとしたら、それはやはり考えなければいけない問題だと思います。いずれにしろ、実施設計の中で、この大枠の概算事業費が出ていますので、それを超えるようなことがないような努力をしっかりとしていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 次、維持管理費について、基本設計の中での新しいパークゴルフ場の維持管理費が1,150万円、今1,049万4,000円ですので、100万円くらいの差しか出ておりません。

これもまだ、基本設計の段階なので、これからはっきり見えるということなのですが、例えば、先ほど町長の答弁の中で、パークゴルフ場に期待する声は大きかったという話なのですけれど、先日、町長が若い方と懇談の場面があったと思います。私は新聞の紙面でしかわかりませんが、たしか若い方もこれからの維持費などについて、後世に負担を残さないようにというようなお話が出たと新聞で見たのです。

あと、障がい者の協会からも、利用しやすい配慮をしていただきたいという要望があって、そのとき同時に、やはり後世に負担にならないようにというような——私はある意味、町民も皆さん心配していただいていると感じています。

これもまだ、基本設計の中だから、はっきりした数字は出せないのかもしれませんが、この規模と似たようなパークゴルフ場があるほかの町の話聞けば、結構維持費もかかっているのです。この辺、維持費を削減できたら、今の段階でわかることがあれば、こういうことをして維

持費を削減するとか、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 後世に重い負担を残さないというのは、もちろんそのとおりだと思います。我々は今までも、町民の皆さんにいつも言っていますけども、無理を強いたり、負担を強いたりして、ようやく健全財政のゾーンに入ってきたわけでありますから、ここが我々の腕の見せどころだと思っています。健全財政をしっかりと堅持しながら、さまざまな施設、住民の皆さんの要望のある施設、事業をしっかりと取り組んでいきたい。

維持費のことについては、教育委員会のほうから答弁させていただきます。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 町長答弁の中で、平成27年度の現状のパークゴルフ場の維持費については、説明をさせていただいております。現状の82ホールの管理ということでございますが、新しくなれば72ホールということでございます。管理部分の作業については、NPOであります体育協会に維持管理をお願いしており、ホール数が若干減りますけれども、ほぼ委託する人数等については変わらないということもございます。将来に向けて、いろいろな資材費だとか燃料費だとかの値上がりの部分はあるかと思いますが、現状の体制の中でやっていけるのではないかと見ております。

今後の実施設計の中で、最後は詰めていきたいと思っておりますけれども、何とか現状の中でやれることで考えていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは次に、3点目の航空公園の総事業費についてであります。

答弁では、航空公園には2億3,000万円の事業費がかかっているということでありましたけれども、新設パークゴルフ場が航空公園も含むということで、今、オスパと町がやりとりしているわけなのですが、私は、やはり過去に2億円以上の投資をして整備したものを、1団体が使用していないという議論だけでいいのかと考えております。滑走路としての価値はもうないのか、それとも、劣化してだめになっているということなのか、いや、まだ使えるということなのか。これは、パークゴルフという前に、町の財産として冷静な判断が必要ではないかと私は思っております。この辺のところをどういうふうに考えているのか。

それと、例えば、航空公園の滑走路の価値というものについて、庁舎内でいろいろされたことがあるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 価値というのは、要するに、今後の利用も含めてということでしょうか。新設のパークゴルフ場を建設するに当たって、その地域も含むということで決断をさせていただいて、オスパと今、話しております。価値と言われると、やはり時代という物差しを当てたときに、あそこでウルトラライトプレーンが飛んでおりましたけれども、ここ10年間飛んでおりません。私どもも待っていました。待っていた結果、全くこの10年間、総会も開かれず、飛ぶこともできずということがありますので、価値と言われたら、当時はスカイスポーツでまちおこしをしましょうということで随分やってきたというようなことを、私はこの行政の中にいて聞いておりました。しかし、この10年間、何も飛んでいない状況の中で、それこそ町民の皆さんの声として、なぜスカイスポーツを振興しないのだと、なぜ飛ばせないのだという声は私の耳に届いたことは、一部の方は

おりますけれども、圧倒的多数の人がそういう声を上げてきたことはありません。

ただ、スカイスポーツもいろいろな種類がありますから、美幌峠を飛んでいるパラグライダー、あるいはラジコン飛行だとか、そういうものについては、別な場所でしっかりと飛んでいるので、そういった意味で、価値の問題はちょっとなかなか影響も大きいので、はっきり物を申しにくいのですけれども、いずれにしろ、そういった時代という物差しを当てると、スカイスポーツでのまちおこし、ウルトラライトプレーンでのまちおこしというのは、なかなか難しいという判断をいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 先日、こういう話が出ていまして、航空公園に行ってきました。すると、作業服を着た方がドローンを飛ばしていました。ドローンも、今報道で、マイナスの面が取り上げられたりしています。しかし、今その迷惑行為でマイナスの面が報道されていましたが、搭載する機材によっては、迅速で広範囲な災害の状況を把握するとか、行方不明者を探し出すということで、今後、新たな道を模索して、すごく広く生活のためになるのではないのかというような番組がつくられておりました。

その価値ということで、微妙な話になると町長はおっしゃっていましたが、私はパークゴルフ場をつくるからあそこをということと同時に、あの辺が本当にパークゴルフ場だけでいいのかと、滑走路もまだまだ、誰が使うとかという問題ではなく、よその町にもなかなかあるものではないので、先ほどいろいろ観光だとか、そういう話になってきたときに、価値を生み出せるものではないのか、そういう視点で物を考えてもいいのではないのかという考えを持っています。

先ほど、町長が、早くとか望まれている

とかいうことなのですから、ここで本当に滑走路が今後残すべきものなのかどうかの調査くらいはしたらどうかなという考えを私は持っていますけれど、先ほどと同じかもしれませんが、お考えがあればお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほどの答弁どおりであります。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 次、4点目の既存コースの充実整備についてです。答弁では、既存コースのことは考えていないという、ぴしゃりとした答弁でしたので、私もやりにくいのですが、昨日の一般質問で、町長は平成19年に、町長になるときからの町民とのお約束だとおっしゃっていました。私は、このことも十分に承知しています。

私もパークゴルフ場に関しては、何度も一般質問をさせていただいています。どこにつくれば、最も早くつくることのできるのかという質問をいたしましたし、そのときの答えは、苗畑跡地というお答えでしたけど。

そして、土谷町長になってからも1回はさせていただいたような気がします。パークゴルフ場が望まれてから年月が経過している、もう今のところの充実でよいのではないかという、自分の考えを述べさせていただいたことがあります。

きのう、時のアセスという言葉が使われた方がいましたが、私はまさしくそうだなと思っています。16年議員をさせていただいています。もう15年前からこのパークゴルフ場の話は出てきている。そして、このままスムーズに進んでも、5、6年先のオープンだと、もっとスピード感を持ってというふうに町長はお考えがあるかもしれませんが、3月の定例会では確かそういう質疑を私もさせていただきました。15

年と5、6年を足すと、大体20年が経過してしまうのです。20年ということで、かなりやる方も変わった、そして、その利用者ということをお考えましても、近隣町村のパークゴルフの利用者数の推移があります。

確かに、町長おっしゃったように、これは平成22年から26年までの2市8町のパークゴルフ場の利用者数の推移をあらわしております。美幌町の場合は、平成22年と26年を比べれば、美幌町の場合は△10.9%、これはまだいいほうと言えいいほうなのです。ほかのところでは、△55.8%、△43.8%、△22.8%、△7.3%、△49%、△21.7%、△3.6%、△7.3%、△14.8%、△30.1%、△22.9%、唯一、北見の常呂川水系河川敷パークゴルフ場だけが、16%増になっているのです。

町長は町民とのお約束だからとお考えのようですが、それは本当に町民のためになっているのかなというふうに私は考えているのです。むしろ、その年月をかけないで、先ほど、水の問題などいろいろ言われていましたけども、そうしても、この中で長いことパークゴルフ場をやっているわけですから、今、パークゴルフを楽しむ方のために、今のところ、交通の便が悪いとか、いろいろなマイナス面を取り沙汰されていますけれども、今のところを、よりお金をかけて早い段階で充実させることができるのではないかと私は考えていますけれど、これは、町長は頭からそのようなことは考えていないということなのか、再度お考えをお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私、基本設計のときにも言いましたように、その気持ちは今も変わっておりません。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さ

ん。

○8番（岡本美代子君） 入場者数が比較的落ち込んでいる中で、美幌の今のパークゴルフ場はある程度人が入っているということは、やはり近いということ。橋一本で市街地とつながっているから近いのだと思います。それと、平坦で、昔はおもしろくないと言われたこともあるかもしれませんが、今は平坦だからやりやすいということも、今の施設がいいので、これだけまだ入っているのではないかという考えを私は持っています。

そして、20年近く待っている方がいるので、20年というか15、6年ですか、なんとか町長は新しいものかと考えているかもしれませんが、再度、私が言わせていただきたいのは、やはり、今やっている方がいつまで楽しめるかわかりません。そんな中で、障がい者団体から、ちょっと腰をおろせる場所が欲しいというふうになれば、取り外しのきく椅子をつけてあげることができるのではないかとか、トイレももっと充実させることができるのではないかとか、取りつけ道路のところ、危険であればもう少し道路を直してあげることができるのではないかとか。そういう発想を変えれば、今のパークゴルフ場に対してでも、やれることがたくさんあるのではないかと私は考えていますけれども、その辺、町長は全く考えていないのか、もうお聞きしても無駄でしょうか。再度、確認をお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、私に考えを変えてほしいと言われても、私は提案をしていますので、あそこの場所を今の上流側につくると言った、その発想も、あるとき、いろいろお話しさせていただいたものと答えは変わっておりません。

それで、3万3,000人が減ってきている、そして北見がふえている、あとは軒並み減っていると。これは、そのような言い

方をすると、公共施設は全くつくれないと思います。そう思いませんか。例えば、そしたらみどりの村はどうしますか。減っています。やめますか。そういうことにはならないのではないのでしょうか。やはり3万3,000人、冬はしゃきっとプラザに通っていただいて、夏は軽スポーツであるパークゴルフをやって、パークゴルフ場に通って、健康維持をしているのではないですか。私はそう思っています。

それで、特に女性やお年寄りが——今、河川敷の中にあるからこそ、ああいう施設なのです。恒久的な施設ができないのです。特に僕は、女性に対して、あそこでトイレを使ってくれと言っても、なかなかそれは難しいし、もしか何か災害でも、やっている最中に発生したときに、どうやって周知ができるかということも含めて考えると、やはり新しい施設が必要だということを町民の皆さんに訴えました。そして、本当に1期目は基金の積み立てをさせていただきと、2期目の時に実現を目指したいということで、大変おくれて申しわけなかったのですが、今、2期目の後半でようやく、今のところで基本計画もお認めいただいて、今、基本計画を策定中でありますので、今、その論議をされると非常に私も戸惑います。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 町長も戸惑っているかもしれませんが、町民の中にもかなり戸惑いを感じていらっしゃる方がいます。

先ほども言いましたように、自分が接する人によって、かなり意見はそれぞれ違います。先ほど、町長が、みどりの村のことをおっしゃいましたけれども、今、美幌は先ほど下がっていると言っても1割ですよという話をしました。ただ、今度どうなるかということ、私は自分の周りの団塊の世代という人たちが意外とやっていないのと、

それから会員、去年までシーズン券を買った年代別とか、そういうものを見ましても、私はこれから減っていくのではないかというふうに懸念を持っています。ただ、町長がかたい決意でということで、あまり水を差すようなことは言いたくありませんけれど、現実として、その年月というのはそういうことになっているということを私はこの場でお知らせしたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、お聞きしていると、私が希望してやろうとしているというようなお話のように聞こえましたが、私は、町民の皆さんが求めていることをやろうとしている、町民の皆さんの願いをかなえるのが私たちの仕事でありますので、そのことを御理解いただきたいなと思います。

私が何か一人でやりたいから、やるというようなことは、非常に私にとってはちょっとつらい話でありました。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは次に、マタニティハラスメントに入っていきたいと思えます。

答弁が、今後、部署を越えて取り組むというような、大変前向きな答弁だというように感じておりますので、うれしく思っています。

美幌の場合は、この町で子供を産んで、しっかり育てていただくということで、産まれたときから、かなり手厚いというのですか、私たち議会もいろいろなことを、あれやれ、これやれということお伝えして、それが形になったものがありますので、非常に環境は整いつつあるというように思っています。

子供が少ない、何とか子供を産んでいただくということで、私もいろいろ質問をさせていただきました。

出会い事業とか、子育て支援センターの話とか、いろいろさせていただきまされたけれど、今、子供を産む若い女性が少ない。その方々が出産のときに、今は産後うつの問題もあります。身重の体で10カ月過ごすということの大変さは、非常に身体的には大変なのですが、自分の経験上、妊娠している時間というのは、これは女性にとっては非常に幸せなときでもあります。このとき、仕事をしないで休むことができればそれでいいのかもしれませんが、私は経験上、仕事をしていたほうが精神的にどうか、充実しているということも自分で経験しておりますし、何と云っても若い就労の方々が少ないときに、妊娠している方でも、充実して仕事をしてもらおう、そして、それを多くの人に見守っていただきたいということで、こういう質問をさせていただきました。

それで、庁舎の関係部署とか、商工会議所などと連携して、事業主に周知を図ることなのですけれども、何か、今の段階でお知らせいただけるものがありましたら、お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 今回質問をいただきまして、会議所等にも確認をさせていただいたところ、このマタハラに関する会議所での苦情とか、そういう相談があったということは、会議所のほうでも押さえていないとお聞きをしておりますし、妊婦の話ですから、民生サイドにも確認をしたら、そういうことは相談として今現在、大きな問題にはなっていないということでした。それぞれ町内の企業としては、そういった意識もあろうかと思っておりますけれども、今、国のほうでも、このマタハラの問題について対策、事業主への対応を含めた検討がされているようでございますので、そのことを含めて、今後、具体化された中では、それぞれの事業主の方をお願いすることと、社員教育の徹底について、行政

としても、会議所と連携を図りながら、お願いをしていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 庁舎内初め、大きな企業、銀行とか、そういう女性がいそうなどころには、本当に周知していただきたいと思えますし、女性に周知をするのではなくて、やはり周りに周知をすることが大切だと思っております。それと同時に、私は美幌で仕事をしている方の多くは、工場だったり、コンビニのパートだったり、そういう方が多いのではないかなと感じています。

妊娠したらやめればいいのかとか、そういうことではなくて、やはり周りから優しい目で見守ってほしいということ、それこそ美幌町以外の企業にも、役場と商工会議所が連携して、そういう啓蒙啓発をしていただきたいと思っております。

そして、女性たちが妊娠していても、安心して働けるといふ、そして、安心して子供を産んでもらう、そういう機運づくりにぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

町長、うなずいていらっしゃいますので何かありましたお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 経済部長が答弁したことで尽きるのでありますけれども、いずれにしても会議所あるいは企業と連携をして、取り組みと言うよりは、まずは理解をしていただくと。このマタハラが起こる原因の上位に、男性社員の、あるいは男性職員と言ってもいいのかもしれませんが、理解不足、協力不足というのが上位にあるというように答弁させていただいておりますけれども、まさにそうだと思います。理解不足による発言、行動が、多分傷つけているのだらうと思っております。

私どもの職場も、女性職員がおります。そして、妊娠して、出産して職場復帰される職員もおります。率先して、私どもの職

場でも範として示せるように、しっかりとした取り組みをしていきたいと、そのように思っていますし、関係団体、機関とも十分連携をとりながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 以上で、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時15分といたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（大原 昇君） 先ほど、議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について報告いたします。

本日の日程が順調に進んでいることから、日程第12 議案第55号美幌町移住体験住宅条例の制定についての次に、第4日目に予定していた議案第56号及び議案第57号、意見書案第5号から意見書案第9号、報告第4号から報告第7号、議員の派遣について、閉会中の継続調査について、以上の日程をお手元に配付した日程追加事件として、本日の日程に追加することといたします。

なお、本定例会に付議された全ての案件を、本日、第3日目で審議することになるため、会期は当初の4日間から3日間へ変更となります。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

◎日程追加の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、日程第12 議案第55号美幌町移住体験住宅条例の制定についての次に、議案第56号平成27年度美幌町一般会計補正予算（第1号）について、議案第57号平成27年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について、意見書案第5号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について、意見書案第6号安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書について、意見書案第7号平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、意見書案第8号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成28年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書について、意見書案第9号「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について、報告第4号平成26年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第5号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について、報告第6号専決処分の報告について、報告第7号例月出納検査報告について（2月から4月分）、議員の派遣について及び閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1から第13までとし、それぞれ議題にしたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号及び議案第57号、意見書案第5号から意見書案第9号まで、報告第4号から報告第7号まで、議員の派遣について及び閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1から第13までとし、それぞれ議題とすること

に決定しました。

◎日程第3 同意第4号

○議長（大原 昇君） 日程第3 同意第4号副町長の選任についてを議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第4号副町長の選任について御説明を申し上げます。

本町副町長染谷良氏は、平成27年6月30日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

記。

住所、美幌町字三橋南17番地の20。

氏名、平井雄二氏。

生年月日、昭和31年10月6日生まれでございます。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第4号副町長の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、提案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、提案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時21分 休憩

（染谷副町長、平井雄二氏のあいさつ）

午後 1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続

き、会議を開きます。

◎日程第4 同意第5号

○議長（大原 昇君） 日程第4 同意第5号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第5号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本町、固定資産評価委員会委員池功司氏は平成27年6月27日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

記。

住所、美幌町字西二条南1丁目10番地の26。

氏名、池功司氏。

生年月日、昭和32年5月8日生まれでございます。

池氏におかれましては、ただいま1期目を経験しているということでございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第5号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、提案のとおり、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、提案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第48号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第48号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 議案の4ページをお開き願います。

議案第48号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第48号関係。

美幌下水終末処理場水処理設備更新工事（電気）であります。

工事の場所は、美幌町字報徳79番地の1。

工事の概要は、記載のとおりであります。

入札年月日は、平成27年5月28日。

指名業者は、株式会社電建外記載の4社であります。

契約金額、1億4,472万円。

ちなみに、落札率は95.6%であります。

契約の相手方、網走郡美幌町字美禽184番地の12、株式会社電建美幌支店、取締役支店長吉田忠美であります。

契約保証金、1,447万2,000円あります。

契約年月日、議決後本契約によります。

工期、本契約後260日とする。

本日、25日に議決いただき、契約しますと、25日は平成28年2月29日となります。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を

行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第48号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第49号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第49号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の5ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第49号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について御説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するというものでございます。

今回の一部変更につきましては、昨年6月の町議会定例会において議決をいただきました、美幌町過疎地域自立促進市町村計画、計画書につきましては、昨年6月及びことしの5月に議員の皆様へ配布しております。

この計画について、平成27年度の予算執行に当たりまして、その財源を過疎対策事業債に求めるべく、事業の追加を行おうとするものであります。

過疎対策事業債につきましては、充当率が100%、今年度の元利償還金のうち、

70%が交付税措置されるものであります。

計画の一部変更にあたっては、北海道との事前協議が必要となりますので、5月19日付けで事前協議書を提出いたしまして、同月29日付けで異議がない旨の御回答を得ているところでございます。

それでは、議案の6ページをごらんいただきたいと思ひます。

美幌町過疎地域自立促進市町村計画には、人口の流出を抑制し、住民が健康で幸せに暮らすことのできる地域社会を実現すべく、分野別に推進しようとする事業を掲載しております。

表の右側の欄、変更後に、今回追加しようとする事業名及び事業内容を記載しております。

まず、区分1、産業の振興。事業名は、過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）につきましては、農業生産性の向上及び経営の安定化を図るために実施する、道営畑地帯総合整備事業美幌田中地区のほか4事業について追加をしようとするものでございます。

区分2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進。事業名は、市町村道、道路につきましては、道路改良及び舗装工事を行う町道第113号道路及び町道第203号道路並びに町道第668号道路の各整備事業について、追加をしようとするものであります。

次に、議案の7ページをごらんいただきたいと思ひます。

区分3、生活環境の整備。事業名、廃棄物処理施設、ごみ処理施設につきましては、リサイクルセンター内に設置している発泡スチロール溶融機を更新すべく、リサイクルセンター施設整備事業を追加しようとするものであります。

区分4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進。事業名、過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）につきましては、保健

福祉総合センター3階の健康遊浴室の水を浄化する装置、アクアクリンシステムを更新すべく、保健福祉総合センター整備事業を追加しようとするものであります。

区分5、医療の確保。事業名、過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）につきましては、医療従事者の確保を目的に、住宅の準備費用及び就業にかかる費用を助成する医療従事者就業支援等補助事業を追加するものであります。

区分6、教育の振興。事業名、学校教育関連施設につきましては、スクールバス・ポートについては、老朽化した報徳線の混乗スクールバスを更新すべく、スクールバス購入事業を追加しようとするものであります。

給食施設につきましては、洗米した米と水を炊飯釜に自動供給する設備、オートライマーを更新すべく、学校給食施設整備事業を追加しようとするものでございます。

事業名、過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）につきましては、少人数学級推進事業は、小学校の全学年で35人学級を実施・実現するため、町独自に期限つき教員を採用するものであります。

小学校遊具整備事業は、旭小学校において撤去した、屋外木製遊具にかえて、新たにコンビネーション遊具を設置しようとするものでございます。

区分9、その他地域の自立促進に関し必要な事項には、老朽化で危険な状態にあった旧労働会館を解体するため、旧労働会館解体撤去事業を追加するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第49号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを

採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第50号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第50号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の8ページをお開きいただきたいと思います。

議案第50号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、日並辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めるといふことで、今回の計画は日並辺地に係る計画期間が平成26年度をもって終了するため、新たに平成31年度までの計画を策定し、事業の推進に当たり、辺地対策事業債を活用できる環境を整えようとするものでございます。

辺地対策事業債につきましては充当率100%、今年度の元利償還金のうち、80%が交付税措置されるものでございます。

議案の9ページをごらんいただきたいと思います。

総合整備計画書、北海道美幌町日並辺地であります。

1、辺地の概況、2、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、記載のとおりでございます。3、公共的施設の整備計画、平成27年度から平成31年度ま

での5年間について、新たに整備計画を策定しようとするものでございます。

整備する施設の概要であります、一段目、下水道（個別排水処理施設）、事業主体は美幌町であります。

事業費は1,650万円。合併処理浄化槽5基を整備する予定で、財源内訳につきましては、特定財源として受益者分担金の115万円を、一般財源として1,535万円を見込んでおります。うち、辺地対策事業債の予定額として、充当率70%の2分の1、530万円を見込み、残額については、公共下水道事業債を充当する予定であります。

2段目、経営近代化施設（道営土地改良事業負担金）、事業主体は北海道であります。

圃場の区画整理、暗渠排水及び客土を行うものであり、事業費300万円は、総事業費に対して発生する町の負担分6.25%分となります。全て一般財源であり、その全額を辺地対策事業債の予定額として見込んでおります。

3段目、除雪機械（除雪ダンプ）、事業主体は美幌町であります。

平成14年に農道の除雪を行うために購入いたしました、除雪車両の更新でありまして、事業費は4,200万円を予定しております。財源内訳につきましては、特定財源として、国の交付金2,800万円を、一般財源として1,400万円を予定しており、その全額を辺地対策事業債の予定額として見込んでおります。

以上のとおり、合計事業費は6,150万円、財源内訳といたしまして、特定財源は2,915万円、一般財源は3,235万円を予定しており、辺地対策事業債の予定額は2,230万円を見込んでおります。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第50号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第51号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第51号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第51号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては、参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

資料2、議案第51号関係。

条例名、美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例。

改正目的は、美幌町まち・ひと・しごと創生推進委員会の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容であります、まず1点目につきましては、美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たりまして、政府から産業界・行政機関・教育機関・金融

機関・労働団体・メディア等で構成する推進組織での審議・検討が求められており、町の附属機関として、10名以内の美幌町まち・ひと・しごと創生推進委員会を設置しようとするものでございます。

2点目、関連条例の改正では、附則におきまして、美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に、まち・ひと・しごと創生推進委員会委員の報酬を追加し、報酬の額を総合計画審議会委員と同額の、日額5,600円と定めようとするものでございます。

施行日につきましては、公布の日からということでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いをいたします。

なお、参考資料の3ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この創生推進委員会で、この条例の議決後、町はいつごろまでに委嘱をして、1回目の会合の予定というのは、大体の時期、いつごろを予定されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総合計画主幹。

○総合計画主幹（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、1回目の会議は7月の中旬ころと考えております。よろしく願いいたします。

委嘱の日も同日ということで、中旬ころに委嘱をして、1回目の会議を同時期に開催する予定でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第51号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第52号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第52号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第52号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

資料3、議案第52号関係。

条例名、美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正目的であります。健全な財政運営及び行政改革の推進を図るために、特別職の平成27年7月分から平成31年4月分までの給料の一部抑制措置を講じ、町長においては15%を、副町長及び教育長においては8%をそれぞれ減額するもので、条例の附則に規定をしようとするものでございます。

改正内容であります。一つ目、町長の給料を、月額88万円を15%減じて、7

4万8,000円に。

副町長の給料、月額71万円を8%減じて、65万3,200円に。

教育長の給料、月額61万5,000円を8%減じ、56万5,800円にしようとするものでございます。

2番目、適用期間であります。平成27年7月分から平成31年4月分まででございます。

ただし、適用期間中に退任した場合の退任日における給料月額、減額前の額とするものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定による旧教育長が在職する間は、美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例が適用され、平成27年4月1日以後、最初に任命される教育長が任命された日から、本条例が適用されるものでございます。

なお、参考までに、今回の改正によりまして、町財政への寄与額につきましては、平成31年4月分までの合計額では、約1,600万円となるものでございます。

施行日につきましては、平成27年7月1日でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いをいたします。

なお、参考資料の5ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第52号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案通り可決されました。

◎日程第10 議案第53号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第53号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第53号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、制定内容につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

資料4、議案第53号関係。

条例名、美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正目的につきましては、先ほどと同様、健全な財政運営及び行政改革の推進を図るために、特別職の平成27年7月分から平成31年4月分までの給料の一部抑制を講じるため、教育長において8%減額するものであり、条例の附則で規定しようとするものでございます。

改正内容につきましては、教育長の給料を月額61万5,000円から8%減じ、56万5,800円にしようとするものでございます。

適用期間であります。平成27年7月分から平成28年8月分まで、任期満了

月までであります。

ただし、適用期間中に退任した場合の退任日における給料月額、減額前の額とするものでございます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定による旧教育長、現在の教育長であります。在職する間は本条例が適用されるものでございます。

施行日につきましては、平成27年7月1日でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

なお、参考資料の7ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にいただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第53号美幌町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第54号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第54号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 議案の14ペ

ージをお開きいただきたいと思います。

議案第54号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明を申し上げます。

参考資料8ページをお開きいただきたいと思います。

資料5、議案第54号関係。

条例名、美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、へき地保育所の運営に係る経費につきまして、平成26年度までは国及び北海道からの補助金による財政支援により行っておりましたけれども、本年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行されたことによりまして、この補助金が廃止されました。

これに伴いまして、子ども・子育て支援法に基づく特例給付制度が創設されまして、この対応となったため、条例を改正する必要が生じたため、改正を行うものでございます。

本来なら、前年度に改正すべき条例でございますけれども、国及び北海道の制度通知、詳細通知でございますけれども、4月以降であったため、今回遡及して改正に至ったというものでございます。

改正目的、趣旨につきましては、子ども・子育て支援法における特例地域型保育給付を受けるためには、保育料のひとり親等の軽減措置、それから、多子軽減措置を行う必要があるということで、この条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、子ども・子育て支援法施行令で定められております、ひとり親世帯等、それから在宅障がい児のいる世帯、その他の世帯といたしまして、生活保護法に定める要保護者等、それから特に困窮していると市町村長が認めた世帯ということで、町民税所得割課税額が4万8,

6000円以下の世帯については、定額より1,000円を減額するというものでございます。

また、2歳児から小学校3年生までの範囲におきまして、最年長の子供から順に2人目は半額、3人目以降は無料とする改正を行います。

新旧対照表につきましては9ページ、10ページでございます。

根拠法令につきましては、子ども・子育て支援法施行令でございます。

施行日につきましては、公布の日。

適用日は、平成27年4月1日に遡及適用するものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議たまりますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） この54号の対象の子供がどのくらいいるか、ちょっと教えていただきたいです。

このひとり親世帯とか在宅障がい児のいる世帯とか、この対象になる数を教えてください。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（武田孝司君） 今お尋ねの件であります。今へき地保育所3カ所ございますけれども、対象者につきましては第2子で15名、第3子で6名という予定になっております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第54号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第55号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第55号美幌町移住体験住宅条例の制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（広島 学君） 議案書16ページになります。

議案第55号美幌町移住体験住宅条例の制定について御説明を申し上げます。

美幌町移住体験住宅条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

資料6、議案第55号関係。

条例名、美幌町移住体験住宅条例について御説明を申し上げます。

制定目的であります。社会問題として取り上げられています、人口減少問題に対応すべく、移住・定住の促進を図っているところであります。本町への移住希望者が一定期間、美幌町での生活体験ができる機会及び場所を提供することにより、移住促進を図ることを目的とさせていただきます。

次に、制定内容でございます。

第1条に、設置目的を規定させていただいております。

第2条、名称及び位置でありますけれども、名称につきましては、移住体験住宅「四季彩美幌」。位置につきましては、美幌町字東4条南4丁目16番地の31、旧美幌中学校の教頭住宅でございます。

第3条に、使用許可規定。

第4条に、使用期間を規定しており、基

本的に、5泊以上60泊以内とさせていた
だいでいるところでございます。

第5条に、使用料として1泊1,100円
と規定をさせていただいております。

なお、使用料の中で、灯油代、寝具借上
料については自己負担とさせていただいて
おります。

第6条に、使用者の義務規定。

第7条に、立入検査等。

第8条に、使用許可の変更。

第9条として、使用許可の取り消し。

第10条を委任規定としております。

根拠法令等につきましては、まち・ひ
と・しごと創生法及び地方自治法です。

条例施行日につきましては、平成27年
7月1日です。

以上、御説明をさせていただきました。
よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を
行います。

13番古館繁夫さん。

○13番（古館繁夫君） 本町ではこうい
う宿泊する企画・体験は、みどりの村にた
しかできているということで、これもまた
いい企画なのだろうと思いますが、今回こ
うやって使用する期間なども、5泊以上6
0泊以内というルールにしているのです
が、例えばネットでそういう反応があった
ので、こういう企画になったのか。

というのは、こういう企画をしたけどさ
っぱり空振りになる。結構反応があったの
で、こういう企画を展開しましたと、その
ようなことなのか。

その辺の感触をお伺いしたいところであ
ります。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 古館議員おっ
しゃったとおり、今までグリーンビレッ
ジ、そしてエコハウスをちょっと暮らしの
移住体験住宅ということで使用させていた
だいております。

そこに宿泊された方等について、面談を

させていただきながら、いろいろ移住・定
住に当たっての体験をする中で、美幌町と
して過ごした中での問題点についてお聞き
をしたところ、戸建ての住宅が必要だと。

そういう情報というのは、ああいう方た
ちの情報網というのはすごいので、住宅が
できたところには人が行くような形になり
ますというお話も伺いました。

一応、ホームページ等でも、既にこうい
うことで今計画をしておりますというPR
はさせていただいておりますけれども、既
に8月から1カ月ほど、この住宅で暮らし
てみたいという方の仮予約も受けていると
ころでございます。

○議長（大原 昇君） 13番古館繁夫さ
ん。

○13番（古館繁夫君） では、期待でき
るといような部長の話でありますけれど
も、ぜひ、この体験が移住・定住に結びつ
くように、さらに努力をしていただきたい
ということを御期待申し上げたいです。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さ
ん。

○4番（上杉晃央君） まず、1点目は、
条例に特に書いておりませんが、所管が今
商工観光グループだと思うのですけれど
も、こういう人口減少問題で、総合的な
いろいろな対策をするときに、私は現在の所
管が部署としていかなものかなというこ
とを、ちょっと疑問に思っております。

今後、総合的ないろいろな対策を講じる
に当たって、町長にお尋ねしたいのです
が、違う部署にこの移住・定住含めて、変
更したりするような考え方はないのか、な
ぜ商工観光なのか。

通常一般的には、総務だとか企画部門と
いうのが多いと思うのですけれども、その
辺、現在の部署に設けた必要性というか、
そういったようなことを含めて、ちょっと
お尋ねしたいと思います。

それから、2点目には、第4条の關係
で、例えば長期間、40日とかそういう期

間で、私が許可を受けて、私の友人が美幌に来て、せっかくあなたがいるのだから、私もそこで体験させてほしいと。例えば5日以上、私が一緒に体験することを承諾したような場合、そういうような許可というのが、私がいいと言っても、町は許可してくれるのかどうか。その点が1点です。

それから、第5条の関係で、この使用料自体は、期間の満了までに納入しなければならないとなっているのですが、例えば、60日間許可した場合、実際の使用料の請求というのは、満了日の一括払いなのか、あるいは一般的な使用料のように月単位で請求をして、納入をしていただくのか、その辺の実務的なこと、以上3点について御質問したいと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） 私のほうから、所管が経済部になったいきさつについて、お答えをしたいと思います。

かつては、総務部の企画調整のようところで、横断的に庁舎、役所関係全てが、この移住・定住という取り組みについて、かわりを持つということでやっておりました。

しかし、より受け入れるときの対応だとか、いろいろな関係をするのが、どこが近いのかということも取り組みを進めながら、いろいろと問題点として出たところがありますけれども、平成18年ごろだと思いますが、そのあたりから、経済部がみどりの村を所管していたということで、当時、みどりの村には移住・定住の取り組みを進めていた職員もいたわけですが、そういった関係で、みどりの村を拠点にして進めようということが一つの引き金になって、経済部で所管をして今日に至っているということですので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） もちろんみどりの

村にそういう施設があるということは、私も十分承知しておりますが、今後もう一度見直しをして、所管部署がそこでいいのかどうかについて、今のところ町としては見直しをする考えはないということでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） これは、取り組みの進みぐあいというのでしょうか、当然、範囲が広がってきたり、取り組みの中身のボリュームが増えてくれば、総合的に扱うことになるのかと。

総務部だとか、そういうところが中心になって進むということも考えられると思いますが、コンクリートではないということで、今後の取り組みによって、その辺の所管をどうするかというところについては、対応していきたいと思っております。

いずれにしても、1カ所のところが全部担うという取り組みにはなりません。横断的な仕事はどこがふさわしいかという、常にそういったテーマがあると思います。やはり、利用する方々と、どこが一番多くかわりを持つかという点で、考えて検討していきたいということでございます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） お尋ねのありました、二つ目の体験者の追加があった場合の取り扱いでございますけれども、体験事業に参加をされる方については、事前に申し込みをいただくという形で整理をさせていただくことになっております。

ただ、例えばお子さんが追加で一緒に体験をされたいといった場合については、再度お申し込みをいただいて、町で許可したのものについては、そこで一緒に体験をできるという形で取り扱いを考えているところでございます。

もう一つ、3点目の料金納入の時期でございますが、基本的には体験が終わるまでに全て完納してくださいということで考え

ております。

恐らく、少なくとも1カ月単位の請求行為になろうかなと考えていますし、また、短い方については、前納という形にもなるかなという形で取り扱いを決めていきたいと思っておりますが、いずれにしても、体験をされる方との話し合いの中で、退所されるまでに全て納入いただく方法について、協議をしながら決定をさせていただきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今の説明だと、状況によって取り扱いがまちまちになるのかと思うのですが、私は、これで滞納になることはないと思います。やはり、最大60泊まで認めるとすれば、当然のこと、納入期限の考え方というのは、いつ請求するという町の考え方が、今後、条例提案するまでの間に考えられているのではないかなと思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） 基本は一括納入ということで考えてございます。

60日になった場合については、6万6,000円となりますので、その支払いがどうしても一括で納入できないといった場合については、例えば、1カ月単位でお支払いいただくとか、そういった形の相談には応じていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 1点目は、17ページ一番上に書かれている、移住体験住宅の電気料金、上下水道料金、ガス料金、放送受信料、細かく書いてありますが、冬期の暖房関係というのが、ぱっと見て抜けておりますので、そういうところの考え方を確認しておきたい。

それからもう一つ、昨今の報道を見ますと、福祉に絡んで、サービスがいいと

ころに、国を挙げて移住をさせようというような省庁があるような気がいたしております。

そういうことになりますと、移住の目的というのを、やはりしっかり——例えば、単なる移住ばかりではなくて、もし移住されるとしても、その人がきちんと美幌にアパート借りようが、一戸建てを借りるぐらいの財をお持ちなのかどうかぐらいは、俗に言う福祉難民を助長するようなことになっては、美幌全体の負担増になるのではないかと、別な動きを懸念した場合ですが、そういうことも、もしかしたらあるのかなと、老婆心ながら思うところがあるので、許可に当たっては、そこら辺のちょっと突っ込んだ考え方というか、福祉難民というのは、私の造語ですけども、そこら辺の懸念も本当に昨今の報道を見ていると思うのです。

例えば、特養に入りたいが、都会にいたら入れないから、いっそのこと移住してくださいと。受け入れる地域、まだまだ北海道の地域でもあるでしょう、みたいな報道がなされていることもありますので、そういう意味で、単に喜ばしいことだけではなくて、同じ体験をさせるにしても、その方が純粹に移住して生活できるというか、能力というのがあるのかというの、やはり、体験させるにしても、一つの基準というか、考え方ははめておくべきではないかと思うのですが、これは思いですから、そこら辺のことをどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） まず1点目の冬期間の暖房等についてでございますけれども、あそこの体験住宅については、暖房は灯油ストーブになってございます。灯油の代金については自己負担という形で、この資料の中には含まれておりませんので、あくまでも、お貸しするときには満タンにしておきますので、お返しいただくときに

も、満タンにして返してくださいという形で考えているところでございます。

それから2点目、体験する方についての条件等々でございますが、町としても、純粹に移住に向けて体験をしていただきたいという形で、その機会と場所を提供するという形で考えております。

全て体験をされた方が移住、あるいは定住に結びつくということも100%全てではないだろうと思っておりますので、まずは美幌町がどういったところであるのか、どういう自然環境の中で、あるいはどういう生活環境か、それを知っていただくということで、今回の体験住宅を提供させていただくと考えておりますので、その財等含めて、確認をするというようなことについては考えておりません。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第55号美幌町移住体験住宅条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は14時30分といたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第1 議案第56号

○議長（大原 昇君） 追加日程第1 議案第56号平成27年度美幌町一般会計補

正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の19ページをお開きいただきたいと思います。

議案第56号平成27年度美幌町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成27年度美幌町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,642万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ97億8,495万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正で御説明を申し上げます。

それでは、22ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的のまず、町道整備事業、9,070万円から740万円を増額して、9,810万円に限度額の改正をお願いしようとするものでございます。

この事業につきましては、8路線の道路及び歩道の改良、補修等の事業でありまして、その8路線のうち、今回4路線の変更を行おうとするものでございます。

変更する路線の内訳でございますが、まず、報徳の第19号道路補修工事について、社会資本整備総合交付金の内示額が減額されたために、過疎債のソフトを当初540万円から400万円を増額して940万円とし、当初の予定どおり、今年度の工事を完了させたいというものでございます。

2本目、鳥里2丁目の第668号道路整

備工事であります。これにつきましては、土木工事積算基準の改定によりまして、工事費が増額となったために、過疎債のハードを、当初1,590万円から110万円増額し、1,700万円として実施しようとするものでございます。

3本目、仲町1丁目の第203号道路整備工事であります。これにつきましても、積算基準の改定により、工事費が増額となったために過疎債のハード、当初1,820万円から110万円を増額し、1,930万円として実施するものでございます。

最後の仲町1丁目、2丁目の第113号道路整備工事につきましても、積算基準の改定により、工事費が増額となったために過疎債のハード、当初2,260万円から120万円を増額し、2,380万円として実施しようとするものでございます。

次の起債の目的、町民会館改築事業4,710万円の限度額の新規設定でございますが、これにつきましては、町民会館改築実施設計委託料の財源として、過疎債のハードを充てるもので、歳出の予算額5,022万3,000円のうち、311万2,000円は社会資本整備総合交付金、1万1,000円は一般財源でございます。

次のスクールバス購入事業、これにつきましても1,670万円を新規に予算化しようとするものでございますが、これにつきましては、当初、地方創生先行型交付金の充当事業として協議をしておりましたが、交付金対象とはならなかったため、今回補正するもので、内容につきましては、平成5年10月に取得をいたしました、報徳線の混乗スクールバス、現行は46人乗りであります。この暖房設備が故障するなど、運行に支障が出ているために更新、今度は43人乗りとなりますが、これを更新する財源といたしまして、過疎のハードを求めるものでございまして、事業費2,062万9,000円のうち、377万円は、へき地児童生徒援助費補助金、残り一般財源は

15万9,000円でございます。

今回の補正で、7,120万円を追加し、補正後の地方債総額は、6億9,710万円とするものでございます。

なお、過疎債ハードにつきましては、当初1億1,370万円に、今回6,720万円を追加し、補正後は1億8,090万円に。過疎債のソフトは、当初1億1,690万円に400万円を今回追加し、補正後は1億2,090万円に。過疎債全体であります。当初2億3,060万円に、今回7,120万円を追加し、補正後は3億180万円となるものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。

30、31ページをお開きいただきたいと思っております。31ページでございます。

まず一番上段、一般管理費の庁用事務費の増、通信運搬費136万5,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業実施に伴います、通信運搬費の増額でございます。

次の段、政策推進事業費の増、委員報酬31万4,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、先ほど議案第51号で御説明いたしました、美幌町まち・ひと・しごと創生推進委員会、委員報酬10名の8回分、44万8,000円のうち、繰越明許費で予算措置しております13万円を差し引いた不足額として、今回補正をお願いしようとするものでございます。

次の民生費の一番上、社会福祉推進事業費の増、積立金3万円につきましては、5月8日、西2条南2丁目にお住まいの寺田友子様から、5月4日に御逝去されました夫、故嘉雄様が、生前、町にお世話になったお礼と、社会福祉に役立ててほしいという趣旨で、3万円の御寄附をいただきまして、福祉基金へ積み立てをするものでございます。

なお、今回から基金の残高につきましては、参考資料を添付しておりますので、御

参考にしていただきたいと思います。

次の事業、臨時福祉給付金給付事業3,124万2,000円の新規予算でございますが、これつきましては、低所得者に対し、消費税率の引き上げ、5%から8%への引き上げであります。この影響を緩和するために、平成26年度に引き続き、給付措置を実施するもので、一人につき平成27年10月から平成28年9月までの1年分として、一律6,000円を支給する給付金と事務費の補正を行おうとするものであります。

この段の一番下、償還金利子及び割引料、65万5,000円の補正であります。これにつきましては、平成26年度事業の給付金の精算金であります。

一番下の段、子育て世帯臨時特例給付金給付事業985万1,000円の予算化でございますが、これにつきましては、子育て世帯に対し、消費税率の引き上げ、5%から8%への引き上げであります。この影響を踏まえ、平成26年度に引き続き給付措置を実施するものであります。

児童手当の対象児童1人につき、1年分3,000円を支給する給付金と事務費の補正でございます。

次に、33ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の段の下、償還金利子及び割引料52万5,000円の補正であります。これも先ほどと同様、平成26年度分の給付金の精算分でございます。

次の段、衛生費の他会計負担事業費の増、補助金、病院事業会計補助金67万1,000円の増額補正でございますが、これつきましては、医師の増による病院事業会計の予算の増額に伴う補正でありまして、内容は基礎年金拠出金負担金及び児童手当経費の負担増による補正でございます。

次、広域事務組合負担事業費の増、負担金、美幌・津別広域事務組合負担金49万7,000円の増額補正でございますが、こ

れは火葬場の受電用高圧区分開閉器故障に伴う取りかえ修繕料62万7,000円のうち、美幌町負担分の補正でございます。

一番下の段、みどりの村維持管理事業費の増、工事請負費、みどりの村案内看板設置工事150万円の新規補正でございますが、これは、道道北見端野美幌線、歩道設置工事の支障となる、みどりの村案内看板の移転、補償工事でございます。

次、35ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の段、町有林造林事業費の増、修繕料39万1,000円の増額補正でございますが、これは、林業作業用油圧ショベルの走行減速機オイル漏れ修繕に伴う増額をお願いしたいというものでございます。

次の段、商店街活性化促進事業費の増、補助金、起業家支援事業補助金400万円の予算化でございますが、これにつきましては、5月臨時町議会で議決をいただいた、平成26年度繰越明許費の2件分、400万円を予算化していただきましたが、これについては既に2件、満額の申請があり、交付をしているところであります。

さらに、その後、2件の相談を受けておりますために、このたび、町単費での補正をお願いしたいというものでございます。

次の段、移住定住促進事業費の増、28万9,000円でございますが、これにつきましては、議案第55号で御説明をいたしました、移住体験住宅「四季彩美幌」の7月からの供用開始に伴います管理経費の補正をお願いしたいというものでございます。

一番下の段、道路整備事業費の増、工事請負費332万3,000円でございますが、これにつきましては、土木工事積算基準が1995年以来、20年ぶりに改定がされ、4月から現場管理費と一般管理費が上昇したための工事費の増額によりまして、このそれぞれの工事について、増額をお願いしたいというものであります。

次のページ、37ページをごらんいただきたいと思います。

広域事務組合負担事業費の増、負担金、美幌・津別広域事務組合負担金8万1,000円の増額であります。これは消防庁舎の耐震化に向けて、アスベスト除去に要する経費積算のため、分析、調査、測定を行う費用でございます。

次の段、教育振興事業費の増、補助金、美幌大谷幼稚園創立50周年記念事業補助金30万円の予算化であります。このたび、記念誌作成に係る助成の要望があったために、記念誌作成60万円の事業費に対して、2分の1の補正をお願いしようとするものであります。

次の段、中学校スクールバス運行事業費の増、2,062万9,000円の予算化でございます。第2表地方債補正で御説明いたしました、報徳線混乗スクールバスの更新経費で、43人乗りのバスを購入しようとする経費をお願いしたいというものでございます。

次の段、びほーる等管理運営事業費の増、実施設計等委託料、町民会館改築実施設計委託料、5,022万3,000円の予算化でございます。これにつきましても、先ほど第2表地方債補正で御説明いたしました、町民会館改築に係る実施設計委託料の補正を行おうとするもので、完了は平成28年3月末の見込みでございます。

下の段、図書館活動促進事業費の増、消耗品費24万5,000円の増額補正につきましては、まず1点は5月23日、美幌仏教振興会様から第67回花まつりに伴う、花まつり仏教文庫充実にと5万円の御寄附をいただいたもの、それから、前年度、図書館蔵書充実にといただき、財政調整基金に積み立てておりました4件分の寄附17万円を、また、前年度、図書館雑誌スポンサー広告料としていただき、財政調整基金に積み立てた2件分、2万5,000円の合計24万5,000円を、このたび消耗品費

に増額補正をしようとするものでございます。

次に、39ページをお開きいただきたいと思います。

一番上段、学校給食センター維持管理事業費の増、修繕料32万7,000円の増額につきましては、給食用炊飯ラインのうち、米サイロに送るコンベアベルトの故障による修繕料の増額をお願いしたいというものでございます。

次の職員給与支給事務費の増、その他手当115万1,000円の増額でございます。民生費で先ほど御説明いたしました、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業実施に伴います、職員の時間外手当の増額でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、26、27ページにお戻りいただきたいと思っております。

まず、一番上段であります。へき地保育所利用料の減、150万7,000円の減額補正でございます。先ほど、議案第54号で御説明いたしました、子ども・子育て支援新制度に伴い、へき地保育所を新制度の特例保育施設に該当させるために、ひとり親世帯等及び多子軽減を制度化するため、利用料が減額となるものでございます。

次の移住体験住宅使用料16万5,000円の予算化でございます。これにつきましても、先ほど議案第55号で御説明いたしました、移住体験住宅「四季彩美幌」が7月から供用開始することに伴い、年度中に受け入れ予定の1泊1,100円で、150泊分の使用料を今回計上しようとするものでございます。

次の、法人立施設等運営費負担金の増、624万4,000円と、下から2段目の、道の支出金の、同じく法人立施設等運営費負担金の増、311万2,000円につきましては、へき地保育所が新制度の特例保育施設となるため、施設型給付として、国が運

営費の2分の1を、道が4分の1を負担する、国費分と道費分でございます。

次の段、まず、臨時福祉給付金給付事務費補助金756万2,000円と、次の行、臨時福祉給付金給付事業費補助金2,488万8,000円と、次の行、子育て世帯臨時特例給付金給付事業事務費補助金170万8,000円と、一行飛びまして、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金845万4,000円につきましては、歳出の民生費で先ほど御説明いたしました、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業実施に伴います給付事業及び事務費に係る補助金で、全額国費でございます。

次、児童福祉費補助金の2行目、保育緊急確保事業補助金の減、954万6,000円の減額と、このページの一番下の段の下から2行目、保育緊急確保事業補助金の減、654万6,000円の減額補正につきましては、新制度への移行により、子ども・子育て支援交付金及び法人立施設等運営費負担金へ移行となり、廃止となったために減ずるものでございます。

次、一行飛びまして、子ども・子育て支援交付金889万1,000円でございますが、これにつきましては、保育緊急確保事業補助金及び道費の放課後児童対策事業補助金から一部移行しているものでございます。

次の、子ども・子育て支援対策推進事業費補助金35万3,000円の増額につきましては、一番下の段の下から3行目、総合推進事業補助金の減、35万3,000円の減とありますが、道費から国費への振りかえでございます。

次の行、社会資本整備総合交付金の減、300万円の減額でございますが、これにつきましては、第19号道路、報徳でございますが、これのオーバーレイについて、事業要望に対し、内示額が減額となったために減ずるものでございます。

次の行、へき地児童生徒援助費等補助金、377万円でございますが、第2表地方債補正で御説明いたしました、報徳線混乗スクールバス更新に伴います、国庫補助金でございます。

次の行、社会資本整備総合交付金311万2,000円でございますが、第2表地方債補正で御説明いたしました、町民会館改築実施設計委託に係る、建築物安全ストック形成事業交付金であります。

一番下の段の下から4行目、放課後児童対策事業費補助金の減、944万6,000円の減額補正でございますが、これは子ども・子育て支援交付金、国費、道費への振りかえでございます。

一番下の行、子ども・子育て支援交付金889万1,000円でございますが、これは保育緊急確保事業補助金の一部、また、放課後児童対策事業費補助金の一部の振りかえでございます。

次、29ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上でございますが、社会福祉費寄附金の増、3万円でございますが、歳出の社会福祉総務費で御説明いたしました、西2条南2丁目にお住まいの寺田友子様からの御寄附でございます。

次の行、図書費寄附金の増、5万円でございますが、歳出の図書館費で御説明いたしました、美幌仏教振興会様からの御寄附分でございます。

次の段、財政調整基金繰入金の増、688万2,000円につきましては、まず1点目、歳出の図書館費で御説明いたしました、前年度に受領し、財政調整基金に積み立てた図書費寄附金及び雑誌スポンサー広告料の繰り入れ、19万5,000円を、また、もう1点目、今回の補正財源を財政調整基金に求めるもので、668万7,000円の増額をお願いしようとするものであります。

次の行、雇用保険納付金の増、5,000

円ではありますが、歳出で御説明いたしました、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業実施に伴います、臨時事務補助職員に係る雇用保険納付金2名分の計上でございます。

次、移転等補償費の増、150万円ではありますが、歳出のみどりの村の管理費で御説明いたしました、道道北見端野美幌線、歩道設置工事で支障となる、みどりの村案内看板の移転補償費であります。

次の町債につきましては、第2表地方債補正で御説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 22ページと同じ話ですから22ページと、37ページに関係するスクールバス、車両の話。確認ということで、お話を聞きたいと思います。

一つ目でありますけれども、35ページの工事請負費、説明は4月1日の経費率云々ということはわかっていますが、もし私の記憶違いでなければ、668号というのは、まだ未発注の工事ですか、それとも、発注済みの工事でしょうか。もし間違っていれば――何を言いたいかというのは、制度が変わって追加しなくてはいけないのはわかっていますが、それが4月1日付けだとするならば、もし発注済みであれば、発注する前に臨時議会でもできたのではないか。例えば、ことしは選挙があった年ですけれども、適正な時期にすべきでは――私の勘違いであればいいのですけど、適正な時期に、やっておくべき行為ではないか。勘違いであれば、私の勘違いとってください。

次に37ページ、そして22ページ、同じ内容ですので、国の補助金をもらうという説明を受けているのですが、この補助金

の決定が、いつだったかというのが知りたいのです。

趣旨としては、スクールバスは更新ですので、購入が必要だということは事前にわかっていることです。ただ、補助金申請ということで、今の時期になったのだらうなと思っていますが、この補助金の決定した日をお教え願いたいと。まだ、これは買っているわけではないのですけれども、同じ趣旨で――まとめて二つやってしまいます。

一つずつやっていかななくてはいけないのですが、基本は同じ趣旨なのです。事前に適正な時期にやるべき行為が、決定時期も含めて、対応すべき時期があったのではないかという趣旨で共通していますので、お許しいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 初めに、道路整備事業費35ページの件でございますが、今回、工事請負費、3路線の補正予算を計上させていただいておりますが、このうち、第668号道路整備工事と第113号道路整備工事につきましては、既に発注させていただいている状況であります。

議員御指摘のように、本来であれば、5月臨時会等で補正の機会もございました。このようなときに、補正をするべき機会が補正しないで今回補正をさせていただいていること、今後におきましては、しかるべき、適時適切な時期に予算のほうを計上させていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） スクールバスの補助の関係でありますけれども、5月の末に申請をしておりますして、6月の末に内定の通知が出るということで聞いております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 嬉しいことなの

ですけれど、今、6月の末と言っていました、今、6月25日です。

だから、決定日を教えてくださいと言っている、内示を受けて出しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

今、6月25日なので、ちょっとそこら辺を教えてください。

○議長（大原 昇君） 財務主幹。

○財務主幹（小室保男君） 補正予算の取りまとめを行っておりますので、私のほうから補足で答弁させていただきますけれども、実は補助申請を行っております、内定をいただいておりますので、今回補正予算を提案させていただきます、内示が出るのは今月下旬になるということで伺っております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） わかりました。要するに、国からお墨つきをもらって、今回出しているということで、理解いたしました。

ただ、もう1点だけ、議長申しわけございません。ちょっと戻りますが、適正な時期というのが、やはり、提案の仕方もあると思いますので、そこら辺はお互いに厳密にやられたほうがいいかなと思っています。

過去に、大雨が降って、予算がないのかき集めたという説明を受けていますが、やはり、そういうことも絡めて、足りなくなったら随時補充しておくとか、ちょっと今趣旨が違いますけれども、適正な時期というのがあると思いますので、今後そういう面で御注意いただければありがたいという趣旨でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 1点だけ、35ページで、先ほど関連した条例がありましたけれど、移住定住促進事業費。今回、関連

予算案の計上を予定されておりますが、先ほど条例議決されましたけれども、これらのPRというのは、私はできるだけ早くホームページに掲示をして、できるだけ情報発信すべきだと思っているのですが、町は今の計画ではいつぐらいにホームページへのアップを計画されているのか、予定あれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（広島 学君） ホームページには、もうこういう計画がありますということで掲載をさせていただいて、それを見て8月に申し込みをいただいて、仮予約をしているということなので、議決をいただきましたら、詳細等について、すぐホームページで周知徹底を図りたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第56号平成27年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第57号

○議長（大原 昇君） 追加日程第2 議案第57号平成27年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案40ページをお開き願います。

議案第57号平成27年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、整形外科医師の採用に伴います、医師給与及び医師住宅借上に要する経費等の増額補正と、整形外科開設に伴います、医業収益等の補正を行うものでございます。

第1条、平成27年度美幌町の病院事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正につきましては、整形外科の開設に伴い、年間患者数を入院で608人増の2万9,138人に、外来で6,324人増の6万1,559人に、1日平均患者数を入院で2人増の80人に、外来で31人増の257人にしようとするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、41ページでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費として2,618万円を増額補正しようとするものでございます。

第5条、他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計からの繰入基準に基づく補助金として、基礎年金経費補助分として63万1,000円を、児童手当経費補助分として4万円を増額補正しようとするものでございます。

細部につきまして、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

42、43ページをお開き願います。

収益的収入のうち、医業収益の補正でございます。

入院、外来収益の増額補正は、整形外科開設による診療報酬の増加分として、入院、外来合わせて3,164万8,000円を見込むものでございます。

医業外収益の補正につきましては、一般

会計補助金は、医師給与の給与費の増額に伴いまして、繰入基準に基づき基礎年金拠出金負担金として63万1,000円を、児童手当に要する経費として4万円を増額補正するものでございます。

その他医業外収益につきましては、新たに借り上げる医師住宅の住宅使用料として16万2,000円を増額するものでございます。

次に、44、45ページをお開き願います。

収益的支出の補正でございます。

給与から法定福利費までは、6月1日採用の整形外科医師に係る人件費として、総額で2,806万9,000円を増額するものでございます。

旅費交通費につきましては、整形外科医師の赴任旅費として45万円を増額するものでございます。

消耗備品費から賃借料まで、新たに借り上げる医師住宅2戸分を含む、医師住宅に必要な経費として、カーテン購入費の145万8,000円を、借家人賠償責任保険料として1万4,000円を、医師住宅借上料として202万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

委託料につきましては、整形外科の手術室使用に当たり、手術室の清浄度性能測定を行うための委託料として27万円の増額を行うものでございます。

旅費につきましては、整形外科医師の研修旅費として19万5,000円を増額するものでございます。

以上、御説明いたしましたのでよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 整形外科は6月1日から診療開始になっておりますが、きのう、おとといでどのくらいの外来の患者さんが来ているかわかる範囲で教えてい

ただけますか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの質疑でございますけれども、6月1日以降、整形外科によります外来については、356人、これは延べ人数でございます。

入院につきましては124人、こちらも延べでございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第57号平成27年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 意見書案第5号

○議長（大原 昇君） 追加日程第3 意見書案第5号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎追加日程第4 意見書案第6号

○議長（大原 昇君） 追加日程第4 意見書案第6号安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出すること

といたします。

◎追加日程第5 意見書案第7号

○議長（大原 昇君） 追加日程第5 意見書案第7号平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提出理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎追加日程第6 意見書案第8号

○議長（大原 昇君） 追加日程第6 意見書案第8号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成28年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定

によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎追加日程第7 意見書案第9号

○議長（大原 昇君） 追加日程第7 意見書案第9号「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま

す。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎追加日程第 8 報告第 4 号

○議長（大原 昇君） 追加日程第 8 報告第 4 号平成 26 年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第 4 号平成 26 年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、これで終わります。

◎追加日程第 9 報告第 5 号

○議長（大原 昇君） 追加日程第 9 報告第 5 号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第 5 号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告については、これで終わります。

◎追加日程第 10 報告第 6 号

○議長（大原 昇君） 追加日程第 10 報告第 6 号専決処分の報告について、お手元に配布しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

4 番上杉晃央さん。

○4 番（上杉晃央君） 事故の概要はわかったのですが、河川敷通路わきに駐車中というのは、ここは一般的に利用するときに、駐車を許可している場所なのでしょうか。そのことだけちょっと教えてください。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（矢萩 浩君） 明確にこの場所に駐車して構わないという表現はしておりませんが、実態としてはここに車を停めている状況であります。

○議長（大原 昇君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） それでは、報告第 6 号専決処分の報告については、これで終わります。

◎追加日程第 11 報告第 7 号

○議長（大原 昇君） 追加日程第 11 報告第 7 号例月出納検査報告について（2 月～4 月分）お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第 7 号例月出納検査報告について（2 月～4 月分）は、これで終わります。

◎追加日程第 12 議員の派遣について

○議長（大原 昇君） 追加日程第 12 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付した印刷物のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、お手元に配付したとおり派遣することと決定しました。

○議長（大原 昇君） 会議を閉じます。

これで、平成27年度第3回美幌町議会議定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 3時16分 閉会

◎追加日程第13 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 追加日程第13 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のとおり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の決議

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本定例会中に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

美幌町議会議長

署名議員

署名議員